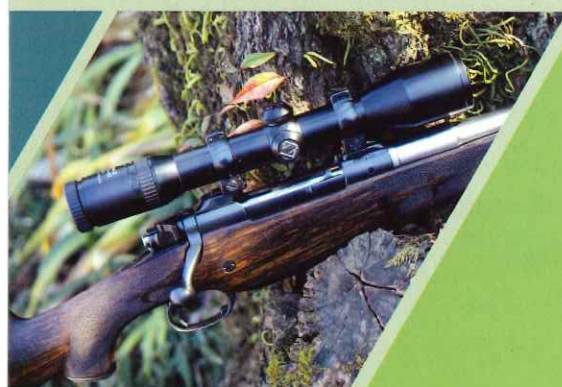




日 猟 会 報

特集1 令和5年度農水省事業
ICTを活用した捕獲実践事業報告

特集2 ニホンジカ・イノシシの半減目標と
クマ類の被害対策



NEWSLETTER Vol.50
2024.9

一般社団法人
大日本猟友会



(オナガガモ)

日猟会報

第 50 号 令和6年9月

目 次

会長挨拶	1
特別寄稿 松浪健四郎氏 「クマを「指定管理鳥獣」に追加」	2
特集 1 令和 5 年度 ICT を活用した調査に基づく捕獲の実践事業を振り返る	4
特集 2 ニホンジカ・イノシシの半減目標とクマ類の被害対策について	8
レンジャーだより (知床)	11
県猟からの報告 (その 1)	13
知っておきたい保険の知識	15
令和 5 年度事業報告等	18
実包管理帳簿様式	24
大日本猟友政治連盟の活動報告	26
統計資料	28
共済だより	34
狩猟事故共済普通保険約款	41
県猟からの報告 (その 2)	48

会長挨拶



今年も全国の猟友の皆様にご挨拶を申し上げます。

まず令和5年度の構成員数ですが、総数で約1,400人、1.4%の減少となりました。ただ、第一種銃猟構成員につきましては、かつて年間2,000人のペースで減っていたものが、各都道府県猟友会・地区・支部の皆様のご尽力により、ここ数年1,500人程度に留まっており、さらなる努力を続けていきたいと考えているところです。一方、女性会員については、330人増加し、3,799人、全体の3.7%を占めるまでに至っており、大変喜ばしく、また頼もしいことと考えております。

狩猟による事故については、銃による他損障害が3件発生しましたが、死亡事故は他損、自損ともにゼロでした。前の年度に6件発生した猟犬による他損事故は3件に減少しましたが、一般の方々や家畜に危害を加えることもあるなど、その社会的影響の大きさを踏まえ、新たにプロジェクトチームを立ち上げ、対策の検討を始めたところです。今後とも会員数の獲得と事故防止のため、猟友会挙げて必要な取り組みを進めてまいります。

近年、クマやイノシシの市街地への出没が増加し、市民生活に大きな支障が生じています。特に令和5年度は、クマによる人身被害が、198件、219人にのぼり、例年の約3倍を記録しています。しかしながら、こうまで頻繁に出没が相次ぐようであれば、協力するハンター自身の生活や安全といったことへの議論も必要となってきます。国では鳥獣保護管理法の改正について検討会での議論が行われ、大日本猟友会

からも委員として議論に参加しました。

ハーフライフル銃の規制強化については、皆さんにご心配いただいていたところですが、今国会に提出された銃刀法の改正案が6月7日に参議院本会議で可決成立しました。ハーフライフル銃をライフル銃と同じ扱いとして規制するという内容ですが、これについては従来と変わらない運用をするという方針が示されております。

シカやイノシシなどの鳥獣による被害はとどまることなく、政府は、令和10年度までの新たな捕獲半減目標を開始しました。もはや狩猟のみでは個体数調整は難しく、捕獲事業として調整する時代となりました。猟友会として、こういった体制で捕獲事業に取り組んでいくのか、時期、部隊編成、報酬、調査、安全管理や人材育成、更にはジビエ、契約方法など様々な課題について整理し、検討していきたいと思っております。

今年は大日本猟友会創設85周年となり、9月22日には全国安全狩猟射撃大会を福岡県で、10月30日には記念式典を東京で開催いたします。多くの方々のご参加をお待ちしています。

最後になりますが、皆様のますますのご健康をお祈りするとともに、安全狩猟の励行をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和6年9月
一般社団法人 大日本猟友会
会長 佐々木 洋平

「クマを「指定管理鳥獣」 に追加」



学校法人日本体育大学
理事長 松浪 健四郎

1 はじめに

昨年（2023年）、テレビニュースでもワイドショーでも、新聞報道でもクマに襲われた事件が多かった。環境省の資料によれば、クマによる人身被害が過去最悪で、219人の人たちが襲われたのだ。そのうち6人が尊い命を落とされ、クマの恐ろしさを実感させられた。かつては、人々が山にワラビやゼンマイなどの山菜採りや、樹木の手入れで山に入って襲われるケースが一般的であった。

が、近年、クマが人々の住む市街地に出没して、私たちの恐怖心を煽る。そのたび、猟友会のメンバーが、お助けマンよろしく活躍してくれる。出没の映像が茶の間に流され、「アーバンベア（都市型クマ）」が増殖している現実を教えられる。平成2年のサラリーマン川柳に的を射た秀句があった。「一戸建 手が出る土地は クマもある」。中山間地にまで住宅地が広がっていたり、山で餌となる木の实が不作だったりしてクマが近くにやってくる。

2 鳥獣保護管理法

高円宮妃久子殿下は、野鳥保護活動にご熱心であられる。私が庭で野鳥の餌付けをしている話をすると、妃殿下は「自然が一番いいのです」と語られ、餌付けを諫められた。様々な野鳥のウォッチングを楽しみにしていたが、それは私の勝手な野鳥保護の理解だったようだ。

鳥獣の保護および管理、そして狩猟の適正化に関する法律がある。「鳥獣保護管理法」（平成26年改正）であるが、この法の目的は生物の多様性の確保である。われわれ国民の生活環境の保全と農林水産業の健全な発展に寄与する目的もある。で、国民の生活圏に^{どうも}獐猛なクマが出没することが問題となる。自然環境を十分に享受できる国民生活の確保と地域社会の健全な発展を目指し、自然界の鳥獣と共存する施策を講じる法律だ。未収穫作物や生ゴミ等の適切な管理や鳥獣の追い払いを徹底させ、鳥獣を誘引させてはならない。

3 クマが街中に出没

私たちの住宅事情が、自然界を侵食して、どんどん

中山間地に家が建つ時代となった。川柳に「クマが出た クマから見れば 人が出た」と読まれるのも納得する。ツキノワグマの好物であるブナの実、ナラカシ、カシワなどの実が大凶作であった東北地方にあっては餌不足、クマが山から下りてきた。クマが冬眠から目覚める春爛漫の季節、人里での駆除のニュースが届く今日今頃である。もしかすれば、今年は昨年以上に猟友会の皆さんの御世話にならなければならない年になる可能性がある。心配せねばならない季節が続く。

昨年度はツキノワグマだけでも8000頭近くが捕殺されたが、クマの行動範囲が広いため、一体、どれくらいクマが生息しているのか把握は困難である。街中に出没すれば、危険だからといって捕殺を重ねておれば、やがて絶滅してしまう。人里とクマの生息地の隔たりがなくなり、クマが街中を右往左往する。高齢化と過疎化によって林業が衰退した。輸入材が安価で、山の手入れを放棄する人が増えて、山々の荒廃を招いてしまった。いよいよ人間とクマの住む空間の境界が、はっきりしなくなってしまったのである。

4 クマを指定管理鳥獣に

環境省はニホンジカ、イノシシが指定されている「指定管理鳥獣」にクマも追加した。捕獲や生息状況調査に政府から交付金が出るようになる。指定管理鳥獣とは、環境大臣が定めた集中的かつ広域的に管理する必要がある鳥獣を指す。必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画を作成し、当該鳥獣の管理の目標を設定するとともに、市町村等が実施する当該鳥獣の捕獲全体の調整を行う。また、必要に応じて目標達成のために必要な捕獲を主体的に実施する。ここで指す当該鳥獣とは、ニホンジカ、イノシシ、クマのことを言い、国民生活に悪影響を与えているがため、国が捕獲に本気になって取り組むということだ。そのためには、専門家による助言と指導を得ることになっているので、猟友会メンバーの出番が多くなるにとどまらず、活躍が期待されている。

さらに必要に応じて目標達成のために必要な捕獲を主体的に実施するという。指定管理鳥獣の捕獲事業には、

特例が認められている。まず、捕獲許可が不要である。次に限定的ではあるが、鳥獣の放置が認められ、夜間の銃猟も認められる。市町村については、近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲されているほか、農林水産物の被害防止対策上、国や都道府県と連携して鳥獣管理事業を実施する。そのためには、猟友会メンバー等の民間団体の人たちの助言と指導や協力が必須となっていて、そのことが法律に記述されている。クマが指定管理鳥獣に追加されたことによって、クマの駆除はやむを得ないにつけ、自然界の異変には人間の生活変化とも関係深いことを忘れてはなるまい。

5 人とクマの共生

クマは危険だからといって殺生を重ねれば、やがて絶滅してしまう。指定管理鳥獣にクマが追加されたのは、捕獲だけが目的ではない。共存することを目指しながら、被害防止策を練ることが肝要である。生息数の調査を行う予算や、市街地周辺で放置されていた柿や栗の果樹の伐採などは、都道府県や各自治体の予算で行われてきたが、今後が政府の支援となる。クマが人の生活圏に来ないように努力・工夫せねばならないのは当然である。

環境省の調査によれば、本州以南のツキノワグマの個体数は正確な数は判明していないが、各地域で数を増加させているという。北海道に棲むヒグマも増加傾向にあるという。知床半島等ではヒグマは観光資源となっているが、西村武重著の『ヒグマとの戦い』や『北海の狩猟者』（いずれも山と溪谷社刊）を読むと、開拓当時はヒグマがかなり生息していたことがわかる。九州では、すでにツキノワグマは絶滅していて、四国でも数を減らしているという。で、四国のクマは、指定管理鳥獣の対象外となっている。

鎌倉市やその周辺の地域では、外来のリスが異常に繁殖して被害をもたらしているという報道があった。繁殖力の強い動物は困りものだが、クマはシカやイノシシよりも繁殖力が弱い。そのため、捕獲だけを考えると絶滅の危険性も高いゆえ、共存策も十分に考慮せねばならない。人の生活圏にクマが寄りつかない対策とクマの生息域を保護する対策が求められる。クマを山に戻すことが重要である。

長野県などでは、「学習放獣」が行われている。捕獲したクマを大きな音で脅かし、人の怖さを教え込んだ後、二度と市街地に寄りつかないように山奥に返す策である。アーバンベアを少なくするには、さらにアイデアを考え、殺生一本槍に拘泥することなく共存を考えて欲しい。

6 まとめ

環境省は、クマの被害に業を煮やし、ついに指定管理鳥獣にクマを追加した。ニホンジカ、イノシシに続いて3例目である。被害を減少させると同時に、人とクマの共存を考えるということであろう。捕獲にはワナもあるが、猟銃の力を借りるしかない。鳥獣保護管理法は、鳥獣の保護および管理と狩猟の適正化を謳っている。猟具の使用に係る危険の予防も重視されている。この法律は、大日本猟友会のメンバーの活動を支える指針だけではなく、助言と指導と協力を期待している。政府は、すでに猟友会メンバーの実力を認知し、個々の人間性も評価していると理解してもいいと思われる。

東北地方のクマの市街地での出没は、環境省を動かすことになったが、法は都道府県や自治体にも「指定管理鳥獣」について強い要請をしている。人々を危険から守ると同時にクマの保護についても考えるのが、私たちの使命であることを忘れてはなるまい。

参考文献

『鳥獣保護管理法』、『自由民主』3月12日号、毎日新聞4月20日号、産経新聞4月24日号、『ヒグマとの戦い』『北海の狩猟者』（西村武重著、山と溪谷社）、新聞はいずれも令和6年発行。

【松浪健四郎氏プロフィール】

1946年大阪府泉佐野市生まれ。1965年日体大入学。全日本学生レスリング選手権、全米選手権等で優勝。米国東ミシガン大に留学。日大大学院博士課程単位取得。

アフガニスタン国立カブール大講師、専修大教授を経て、1996年に衆議院議員当選。外務政務官、文部科学副大臣を歴任。2011年より日体大理事長。博士（体育科学）

令和5年度 ICT を活用した調査に基づく捕獲の実践事業を振り返る

1 はじめに

本稿は、大日本猟友会がコンソーシアムの主幹団体として取り組んだ、農林水産省の令和5年度鳥獣被害防止総合対策交付金「鳥獣被害対策基盤支援事業（ICTを活用した調査に基づく捕獲の実践事業）」について報告するものです。同事業では、どのような意識の下で何に取り組んだのか、取組成果や課題、そして今後、猟友会組織にとってどういう意義があると考えるか、ということを報告いたします。

コンソーシアムでは、令和4年度からの一連の事業として実施しており、令和6年度もテーマを変えて実施しています（表1）。本稿では令和5年度事業について報告します。

表1 事業の3か年の概要

年度	事業名	事業テーマ
令和4年度	鳥獣捕獲者育成モデル事業	人材育成
令和5年度	ICTを活用した調査に基づく捕獲の実践事業	ICTを用いた捕獲効率化
令和6年度	広域捕獲選抜部隊体制整備事業	一連の成果をマニュアルにまとめ水平展開の基盤整備

当初、一連の事業は大日本猟友会が単独で採択される体制で始まりましたが、令和5年度からは、事業遂行体制の強化を意図してコンソーシアム（共通の目的を持つ複数の法人が事業を協働する体制。構成団体は、一般社団法人大日本猟友会・株式会社スカイシーカー・株式会社BO-GAの3者。）を構築し、事業を遂行しました。

本報告は、コンソーシアム構成団体である株式会社BO-GA（以下「報告者」といいます。）が執筆したものです。

2 事業の概要

2.1 事業にどんな意識で取り組んできたか

一連の事業は、日猟会報49号特集01でも報告がありましたように、「捕獲の担い手を育成しながらさらに広域的な連携によって捕獲を強化」するために行われています。このような表現は、皆様もよく耳にされるの

ではないでしょうか。日頃、公共政策学的な視点でコンサルティング活動を展開する報告者にとっても、日常的に耳にする言葉でありつつ、一方であやふやな概念であると懸念してきました。

捕獲の担い手を育成するというのは、具体的にどんな人物像を想定しているのか？広域的な連携とは、具体的にどんな行為を想定しているのか？

捕獲の担い手とは、狩猟者のことを言っているのでしょうか？狩猟者確保は、この国の狩猟文化の継承者確保として重要なことは論を待ちません。しかしながら本事業での人物像とは、狩猟者ではないと考えました。本事業で育成するのは、文化の担い手・継承者としての捕獲者ではなく、社会の要請に応じて事業として捕獲する際の技術者です。事業とは、単に捕獲数を確保すれば良い、というだけではありません。事業とは、限られた資源（人材・資金）で社会の要請に計画的かつ効率的に応えること（成果を提供すること）です。その点が、自由意志で行われる狩猟とは決定的に異なるはずです。

広域的な連携とは、まさにこうした技術者があまねく全国に配置され、活かされる社会を意味すると考えます。

現在、認定鳥獣捕獲等事業者制度や鳥獣被害対策実施隊などの制度、体制が全国で運用されています。そこにある課題を申し述べる紙幅はありませんので割愛しますが、人口減少社会にあってこれら制度、体制だけで持続的に野生動物に関する社会問題を解決し続けることは困難と考えます。

そのために本事業では、事業技術者の育成（令和4年度に実施したノウハウを活用して継続的な取組を展開）、技術者が活かされる事業の運用（より具体的に言えば事業の進め方の検証）を行いました。

2.2 具体的にどんなことを実施したか

本事業では、事業フィールドとして北海道、栃木県、奈良県そして高知県の4道県が選定されました。これらフィールドでは、会員の皆様に参画いただき、ICTを活用した捕獲を実践しました。一連においては無論、捕獲成果は重要ですが、捕獲の実践に至るプロセス

(図1)が極めて重要という認識で取り組みました。なぜなら、事業技術者という従来、定義づけられていない人物像を皆様と共有しつつ、有害捕獲や他の捕獲等事業とも一線を画す事業の進め方を検証する必要があったからです。さらには、すでに取り組まれている有害捕獲等を阻害するような事業にせぬよう細心の注意を払いました。

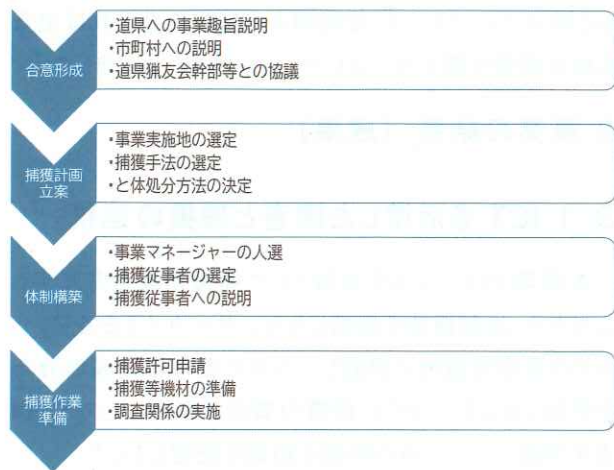


図1 本事業の捕獲実践までのプロセス

2.2.1 合意形成

各フィールド(4道県)では、当然のことながら有害捕獲をはじめとして行政主体の捕獲事業がすでに実施されています。本事業は、これらフィールドに新たに参入しなければならないということになります。当然ながら、計画を立案し事業を推進する道県及び自治体の合意と協力なしには事業は実施できません。特に本事業は、有害捕獲等と異なり、事業主体が民間団体(コンソーシアム)である、という特殊性があります(交付金事業では、コンソーシアムが事業を申請し採択されるため、主体が申請者という位置付けになります)。そのため、公的機関がすでに立案・運用している事業に後から加えていただく、という困難さが常に付きまといました。

この困難さは、各フィールドの道県猟友会、各支部の皆様との協議でも同様です。日頃、すでに精一杯取り組んでおられる有害捕獲等に加えて本事業への協力と参画を求めるのですから、元から無理を申し上げながらの協議が続きました。

2.2.2 捕獲計画立案

事業実施への合意を取り付けたら、次は「どこで捕獲するのか?」「どうやって捕獲すべきか?」、「そしてと体処分はどうするのか?」と課題は山積みです。そ

もそも本事業は、鳥獣被害防止特措法に基づき措置された都道府県による広域捕獲の効果的な実施に資するようにすることを前提とされていました。広域捕獲活動とは、原則として複数の自治体にまたがってシカ等の密度を低下させ、農業被害抑制を図る、というものです(図2)。捕獲場所や時期は、他の事業等とバッティングしてはなりませんし、被害抑制を最短で実現するための最も効率的で安全性・計画性が担保された捕獲手法をどう選ぶか、は慎重な検討が必要です。

さらに当初から計画立案に困難を伴うと想定したのは、と体処分でした。と体処分には一般に、食肉処理、焼却、埋設等があります。食肉処理は、事業立地に施設がないと実現しません。焼却処理は、受け入れ可能施設が各自治体にあるかどうか、ということになります(と体は、事業系一般廃棄物として処理しなければなりません)。埋設処理は、土地の提供者の確保、周辺住民の理解がないとできない方法であり、地縁関係のないコンソーシアム(周辺住民にとっては「よそ者」に見える)がこれらの土地提供、住民の理解と協力を得ることは、当初から相当に困難が予想されました。

これらの調整を経て、各フィールドの事業関係者とも協議して、銃、わなを用いた捕獲計画立案に至りました。

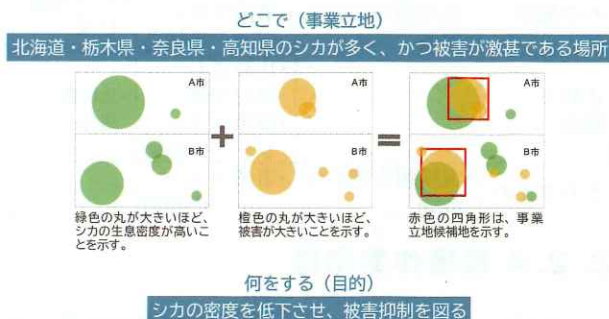


図2 広域捕獲活動の一環として行う捕獲の目的と事業立地

2.2.3 体制構築

事業とは、限られた資源(人材・資金)で社会の要請に計画的かつ効率的に応えることである以上、実施体制は極めて重要です。明確な指揮命令系統を構築し、ICTを駆使して捕獲効率を向上させる、ということが本事業に求められている命題でした。そのためには、事業実施地を管轄する猟友会支部で体制を構築できれば良いですが、むしろ困難が予想されました。なぜなら猟友会組織は、事業遂行のために構築された組織体制ではないからです。そのため、管理者(事業マネージャー)を置き、道県から事業従事者を選抜し、事業にあたるという体制構築を目指しました(図3、表2)。

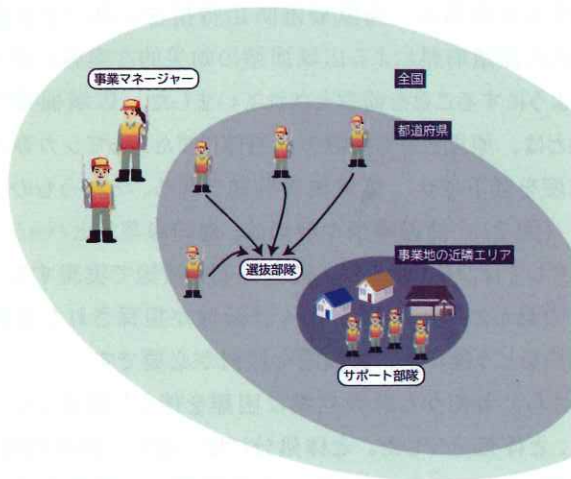


図3 事業で目指した体制

表2 事業における作業と体制の職務内容

作業	職務内容		
	事業マネージャー	選抜部隊	サポート部隊
現地調査		・調査 ・事業マネージャーの補助	—
誘引	・従事者への作業趣旨説明 ・現場統括（詳細な作業分担指示等） ・安全管理 ・法令順守の周知徹底	・誘引作業 ・事業マネージャーの補助	・誘引作業
見回り		・見回り作業 ・事業マネージャーの補助	・見回り作業
わな架設		・わな架設作業 ・事業マネージャーの補助	・わな架設作業
止めさし・処分		・止めさし・処分作業 ・事業マネージャーの補助	・止めさし・処分
とりまとめ	・実績報告書の作成等	・事業マネージャーの補助	—

2.2.4 捕獲作業準備

このプロセスにおいては、捕獲許可申請を慎重に実施する必要があります。一般に有害捕獲を行っている場合、読者の皆様は市町村から捕獲許可証（または従事者証）の発行を受けていると思います。本事業においては、広域捕獲活動において想定される「数の調整」許可を申請しました。これは許可捕獲の一つの類型であり、多くの場合、都道府県が許可権者です（今回のフィールドのうち、栃木県は市町村に権限委譲されていました）。

そもそも捕獲許可は、申請があれば原則として許可をしなければならないということが鳥獣保護管理法に定められていますが、一方で許可を発する行政機関にとって許可を発する責任があることもコンソーシアムは理解しなければなりません。そのため、コンソーシアムがそもそもどういう団体か、なぜ捕獲をするのか、自治体や地

域の有害捕獲従事者とのすり合わせはどうなっているか（他の捕獲等事業とバッティングするなどして何らかの軋轢があるなら、それは実施すべきでないという判断になる）など、行政機関から問いかけがあることは当然です。

これらのことに答えるためには、2.2.1 で述べた合意形成をどれだけ丁寧にできているかが重要になります。コンソーシアムとしては、2.2.1 の段階で合意は得ていると考えていても、行政機関から指摘を受ければ更なる地元調整を要する、ということも多々、生じました。

3 事業の結果（成果）

3.1 ICT を活用した調査と捕獲の連携

本事業では、シカを対象とした捕獲作業を実施するに当たり、通信機能を搭載したセンサーカメラを各フィールドの事業実施地に設置し、シカの個体群密度の分布を把握しました。さらに捕獲の事前・事後にドローン調査を実施して、シカの詳細な頭数を把握しました。

センサーカメラに搭載された通信機能は、撮影データがリアルタイムにウェブを介して把握できるため、調査実施者、捕獲従事者ともにシカの密度分布をあらかじめ効率的に把握できるというメリットを生み出しました。ドローンは、ある限られた空間のシカの頭数を効率的に把握するという観点では、国内唯一の方法として重要であると感じました。

3.2 捕獲の成果

ここでは一例として、奈良県での捕獲成果を紹介します。

奈良県では、牧草資材で誘引しつつ足くくりわなを用いる方法で捕獲しました。事前のドローン調査で28頭のシカの生息が確認されたエリアにおいて、1か月間で43頭のシカを捕獲しました。事後のドローン調査では、同一エリアで4頭の生息確認に留まりました。

ドローン調査では、あるエリアにいるすべてのシカを撮影できるとは限りません。したがって事前調査よりも多くの捕獲頭数を得ても不思議ではありません。重要なことは、事前よりも事後の方が、圧倒的にシカの生息確認数が少なかったという事実です。

被害を抑制する上では、「シカを何頭捕獲したのか」という成果指標も重要ですが、「そのエリアからシカがどの程度いなくなったか」が重要のはずです。シカは1日あたり数キロもの餌を食べますから、シカを何頭捕獲しようとも十分な頭数が残っていれば、被害は減りません。

上述のように、センサーカメラでシカの密度分布をあ

らかじめ把握しドローンで生息頭数を把握し捕獲して事後評価を行う、これら実施と評価まで経て初めて、事業成果というものを表現できるようになると考えます。

4 残された課題

4.1 事業技術者の育成

本事業では、技術者の育成と技術者が所属する組織の体制構築、これら両面にトライしました。一連の事業過程で感じた課題は、1) 半ばボランティアとして取り組んできた従来の有害捕獲等からさらに一步進んで事業従事する認識・知識をどう浸透していくか、2) そもそも事業遂行体制を前提としていない猟友会組織をどう変えていくか、という二点があります。

前者については、本事業に参画いただいた各道県猟友会員の皆様にはむしろ唐突なことを申し上げ、戸惑いと負担感を強く感じられたと申し訳なく思っています。従来、有害捕獲は市町村からの要請を受けて十分とは決していえない対価で苦勞されていることと思います。そこに突然、事業における体制強化を押し付けられたと感じられた方も多かったのではないのでしょうか。ただ、捕獲という、自身にも周囲にも危険が及ぶ行為において、本来は事業としてより適切な体制を構築しようとする本事業の趣旨は、おそらく今後、重要性を増すのではないのでしょうか。その観点では、全国の猟友会の皆様との間で、事業技術者の育成については引き続き議論していくべきことだと考えます。

後者についても、突如として組織体制を変革できるものではないと考えます。しかしながら事業を遂行するのであれば本来、総務経理・監理・作業の各部門がそれぞれに機能し、かつ連携する体制を構築する必要があります。人口減少社会において、今後各地で有害捕獲の従事者が不足するかもしれない先行きを思えば、こうした事業遂行体制を構築することの意義はますます大きくなっていくのではないのでしょうか。

4.2 技術者が活かされる事業の運用

4.1 章が猟友会組織として主体的に取り組める今後の改善活動とすれば、本章で述べることは猟友会組織の問題というよりは行政側で取り組んでいただくべき事柄と考えます。

そうした事柄は様々に浮かび上がったのですが、一例を挙げます。一連の事業では、鳥獣保護管理法（環境省所管）や鳥獣被害防止特措法（農林水産省所管）

のそれぞれ、あるいは二法の関係性の中でコンソーシアムとしても戸惑うことが様々に生じました。なかでも、行政計画（都道府県が策定する第二種特定鳥獣管理計画や市町村が策定する被害防止計画）において捕獲目標頭数が設定されていることの整合に係る課題です。コンソーシアムでは、先述のようにすでに取り組まれている有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業の実施エリアに、さらに捕獲等事業を追加するという形になりました。そうした場合、「第二種特定鳥獣管理計画や被害防止計画に定めた捕獲計画頭数を超過せぬように」という要望をコンソーシアムが受け取るという事例が複数生じました。

行政計画に記載した事項と実態の間で整合を図ろうとするのは、行政機関としては当然のことと思います。ただ、鳥獣被害が十分抑制されていない現状において、捕獲施策に限って言えばまだまだ捕獲実績が不足している、ということが一般的受け止めではないでしょうか。

行政計画において捕獲数の上限を定めることは、シカ等の個体群の健全な維持を図るという野生動物管理の重要な機能であると考えます。ただ、もう一方の被害抑制という目的を達成するための計画（捕獲のみならず侵入防止・環境整備も）のあり方は、国も含めて改めて検討いただきたいと感じる事例でした。

5 最後に

一連の事業は、捕獲という技術への社会的要請がますます高まる中、公益性を有する行為として捕獲等事業を今後どのように行うことが持続可能なのか、捕獲者はどうあるべきか、といったことを試行しているものです。事業の試行現場においては関係する地域に負担をおかけしてしまう側面もあるのですが、今後の猟友会組織のありようを探る意義があると信じています。どうかご理解とご協力を引き続き、お願いいたします。

ニホンジカ・イノシシの半減目標とクマ類の被害対策について

環境省 自然環境局
野生生物課 鳥獣保護管理室

1 はじめに

大日本猟友会及び会員の皆様には、日頃から鳥獣の保護・管理につきまして、ご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

わが国の鳥獣行政において、大きな課題となっているニホンジカ・イノシシの半減目標とクマ類の被害対策について、現在の状況と今後の対策の方向を述べたいと思います。

2 ニホンジカ・イノシシの半減目標の進捗状況

(1) ニホンジカ・イノシシの半減目標と捕獲の強化

ご承知のとおり、環境省と農林水産省では、平成 25 年に農林業や生態系等に深刻な被害を及ぼしているニホンジカ・イノシシの個体数を令和 5 年度までに平成 23 年度比で半減する目標を策定しました。

この目標の達成に向け、農林水産省では農林業被害対策の観点で主に農地周辺において、環境省では個体数管理や生態系被害対策の観点で主に山地等において捕獲の強化を進めてきました。

ニホンジカ・イノシシの捕獲数は、令和 4 年度にニホンジカ 72 万頭、イノシシ 59 万頭で、基準年である平成 23 年度からそれぞれ約 1.7 倍、約 1.5 倍に増加しています。この場を借りて、多大なるご協力をいただいた猟友会及び会員の皆様に心より感謝申し上げます。

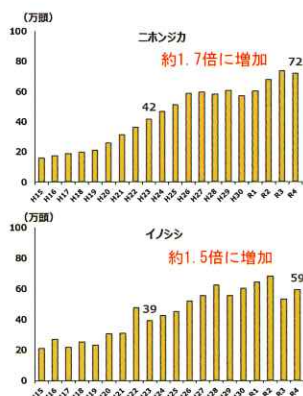


図1 ニホンジカ及びイノシシの捕獲数の推移

(2) 「半減目標」の令和 10 年度までの延長

環境省では、「半減目標」の進捗状況を評価するため、統計的手法により、ニホンジカ（本州以南）とイノシシの個体数を推定しています。推定結果には幅がありますが、中央値で見ると、イノシシの推定個体数は、これまでの捕獲の効果と豚熱の影響により、個体数が順調に減少しており、平成 23 年度の 128 万頭から令和 4 年度は 80 万頭まで減少しています。

一方で、ニホンジカ（本州以南）の推定個体数は、平成 25 年度以降は横ばい又は減少傾向に転じているものの、令和 4 年度に 246 万頭と推定されており、平成 23 年度の 234 万頭を上回る高い水準となっています。また、北海道のエゾシカについては、平成 23 年度以降減少傾向が続いていましたが、令和元年度以降は再び増加に転じていると推定されており、令和 5 年度の目標達成は極めて厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、環境省と農林水産省では、令和 5 年 9 月に、目標の期限を令和 10 年度まで延長することを決定しました。今後、半減目標の達成に向けて、関係省庁が連携して、ニホンジカの更なる捕獲強化を図ることとしています。

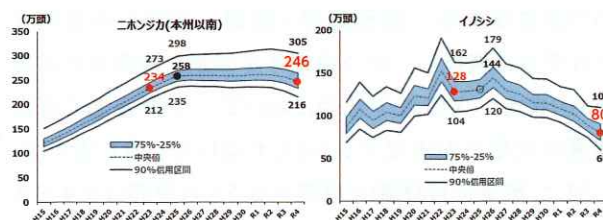


図2 ニホンジカ（本州以南）及びイノシシの推定個体数

(3) 「半減目標」による効果と課題

「半減目標」の策定以降、ニホンジカ・イノシシの捕獲数は大きく増加し、各地の捕獲体制が強化されました。狩猟免許所持者数は、平成 23 年度の 19.8 万人から令和 2 年度に 21.8 万人となっており、わな猟免許

を中心に40代以下の若い免許所持者も増えています。

また、ニホンジカ・イノシシによる農作物被害額は、令和4年度は101億円で、平成23年度の145億円から約3割減少するなど、担い手の育成・確保や被害軽減の観点で一定の成果が見られています。

一方で、ニホンジカ・イノシシの個体数の増減や、農林業被害の状況は、地域によって大きく異なり、都道府県・市町村内においても地域差が生じてきており、個体数の増加や被害の拡大が続いている地域もあります。

また、ニホンジカ・イノシシの分布は全国的に拡大を続けており、捕獲強化による分布拡大の抑止効果は限定的なものとなっています。さらに、ニホンジカの分布の拡大に伴って、国立公園の高山植物など脆弱な生態系にも被害が拡大するとともに、下層植生の衰退や裸地化など森林生態系への被害が深刻化し、土砂災害の危険性が高まっている地域もあります。

今後は、ニホンジカ・イノシシの個体数の目標に加えて、各地域の被害の状況に応じて、きめ細かな被害の目標を設定するなど、地域の実情に応じた対策を強化していく必要があります。

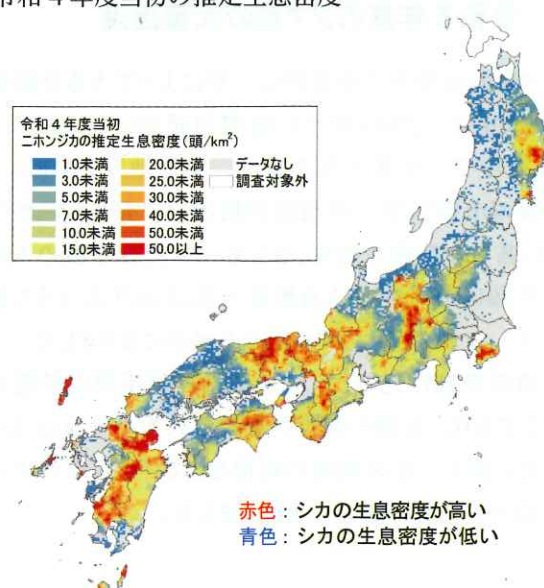
(4) ニホンジカ捕獲対策の強化

環境省では、ニホンジカの科学的・計画的な管理を推進するため、定期的に生息密度分布図を作成しています。令和4年度のニホンジカの生息密度は、北上高地、房総半島、八ヶ岳から南アルプスにかけての地域、近畿北部、紀伊山地、四国東部、九州北部・西部等の地域において高い状態にあると推定されています。また、平成26年度の結果と比べると、特に東北、北陸、中国で分布が拡大しており、東北及び九州では多くの地域で密度が増加傾向になっています。

この結果を踏まえ、環境省では、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲等を交付金により支援する「指定管理鳥獣捕獲等事業」において、令和6年度からニホンジカの高密度地域における捕獲事業の補助率や、個体数の低減効果が高い雌ジカの捕獲単価の引き上げを行っています。

また、引き続き、農林水産省と連携して、ドローン等の新技術を用いた捕獲や、隣接する都道府県・市町村の連携による広域捕獲を支援することなどにより、効果的・効率的なニホンジカの捕獲対策を推進することとしています。

令和4年度当初の推定生息密度



平均変化率（平成26年度から令和4年度）

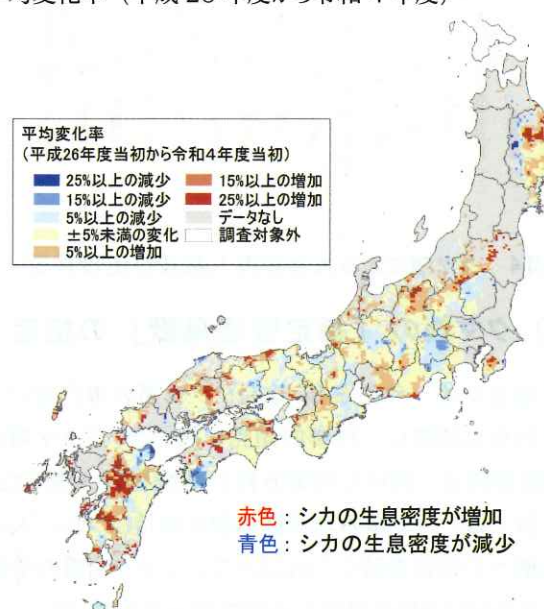


図3 ニホンジカ（本州以南）の推定生息密度（令和4年度）及び平均変化率（平成26年度から令和4年度）

3 クマ類の被害対策

(1) クマ類の出没要因

クマ類（ツキノワグマ、ヒグマ）は、秋の堅果類（ドングリ）の凶作等により、餌資源が減少すると、行動圏が拡大し、人の生活圏への出没が増加することが知られています。また、クマ類の分布は、多くの地域で人の生活圏の近くまで拡大しています。このことは、人口減少・高齢化に伴う、中山間地域での人間活動の低下、里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等によって、人の生活圏がクマ類に適した生息環境に変化しつつあることが背景にあります。

(2) 令和5年度のクマ類の大量出沒

クマ類の出沒や人身被害は、年によって大きな変動がありますが、2000年代以降増加傾向にありました。こうした中で、令和5年の秋は、東北地方を中心に、クマ類の市街地等への出沒が相次いで発生し、かつてない甚大な被害が発生しました。令和5年度の人身被害件数は198件、人身被害人数は219人（うち死亡6人）にのぼり、いずれも過去最多になりました。

都道府県別に見ると、秋田県及び岩手県に被害が集中しており、全国の被害件数及び人数の半分以上を占めています。その被害の特徴として、9月以降に人家周辺での被害が顕著に増加しました。

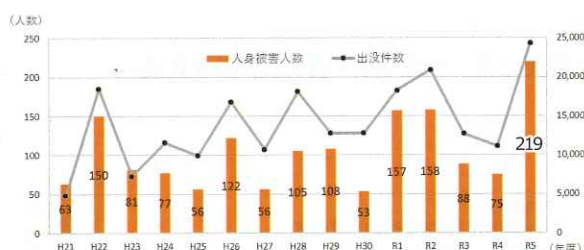


図4 クマ類による人身被害人数及び出沒件数

(3) クマ類の「指定管理鳥獣」の指定

環境省では、令和5年12月にクマ類の専門家による検討会を設置し、科学的知見に基づき、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」を取りまとめました。本方針では、クマ類の地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出沒を防ぐことによって、人とクマ類の空間的なすみ分けを図る対策の方向性が示されました。

環境省では、本方針を踏まえ、令和6年4月に、四国の個体群を除き、クマ類を「指定管理鳥獣」に指定しました。「指定管理鳥獣」とは、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣を環境省が指定し、集中的かつ広域的な管理を図るもので、これまでニホンジカとイノシシが指定されています。

環境省では、この指定を受け、「指定管理鳥獣捕獲等事業」の交付金の対象にクマ類を追加し、都道府県等が実施するクマ類の調査・モニタリング、人の生活圏に出沒させないための捕獲、出沒防止対策、出沒時の体制構築、人材育成など、総合的な対策の支援を進めることとしています。

また、本方針の実行に向け、関係省庁（農林水産省、林野庁、警察庁、国土交通省）と共に「クマ被害対策施策パッケージ」を取りまとめました。関係省庁が連携して、本対策パッケージを着実に実行することにより、クマ類の地域個体群を維持しつつ、総合的な被害防止策を推進することとしています。

(4) 住居集合地域等における銃猟について

令和5年秋には、多くのクマ類が市街地や住宅地に出沒しましたが、その際に、鳥獣保護管理法第38条において住居集合地域等での銃猟が禁止されていることにより、緊急的な対応に支障が生じた事例が報告されていました。

このため、環境省では、秋田県猟友会の佐藤寿男会長にもご参加いただき、専門家による検討会を設置し、令和6年7月に「鳥獣保護管理法第38条の改正に関する対応方針」を取りまとめました。

本方針では、クマ類等の出沒時に予防的・迅速な対応を可能とするため、鳥獣保護管理法の改正により、安全の確認等の一定の条件下において、住居集合地域等における銃猟を特例的に可能とすることが提言されました。

また、自治体からの要請に基づいて行った正当な銃猟において捕獲者に不利益が生じることがないように、責任の所在の明確化や損害等が生じた場合の補償の必要性等についても指摘されています。

環境省では、本方針を踏まえ、鳥獣保護管理法の改正に向け、必要な作業を進めています。

4 おわりに

地域におけるこれまでの猟友会及び会員の皆様の多大なご尽力により、ニホンジカ・イノシシの半減目標には一定の進展が見られています。また、クマ類等の出沒時には、現場で身の危険も顧みず、多くの猟友会及び会員の皆様にご対応いただいています。

人口減少・高齢化が進み、鳥獣が集落に出沒して住民にけがを負わせる事故や、鳥獣と列車や自動車との衝突事故も発生するなど、鳥獣による被害は生活に密着した問題に拡大しつつあります。このような中で、猟友会及び会員の皆様への地域社会の期待は一層高まっています。会員の皆様の今後益々のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。

夜間銃猟を行うにあたり必要なこと ～知床国立公園の事例より

環境省北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所 佐々木 伸宏

前談 世界自然遺産“知床”とエゾシカ

皆さま、はじめまして。環境省では令和元年度より国立公園や国指定鳥獣保護区において野生動物の保護管理を行う『生態系保全等専門員』（期間業務職員）を全国に配置し、主にニホンジカ対策強化などの取組を進めています。

私が担当しています知床国立公園は、豊かな生命を支える海水と海・川・森でつながるのちについて顕著な普遍的価値があると認められ、平成 17 年（2005 年）7 月に世界自然遺産に登録されており、来年には 20 周年の節目を迎えます。

世界自然遺産“知床”におけるエゾシカ管理に関わる歴史と取組につきましては、すでに多くの方が様々なかたちでまとめられていますので、ここでは私も参考にさせていただくことが多い 2 冊の本をご紹介します。

・梶光一 著（2023 年）

『ワイルドライフマネジメント』

・梶光一・飯島勇人 編（2017 年）

『日本のシカ増えすぎた個体群の科学と管理』

どちらも東京大学出版会から発行されており、町の本屋さんや図書館でも目にすることがあります。ぜひ、手に取ってみてください。



知床国立公園では令和 3 年（2021 年）から環境省事業として夜間銃猟を実施してきました。これまでの事業結果を踏まえて私なりに感じたことをご紹介します。

“夜間銃猟”とは？

銃砲の所持や狩猟の許可に関するテキストなどでよく

御存じかと思いますが、『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』の第三十八条では、「日出前及び日没後（＝夜間）においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（＝銃猟）」をしてはならないことが定められています。“夜間銃猟”禁止の歴史はなかなか古く、環境省の説明資料では、「明治以降、例外なく禁止されてきた」とされています。

それほど厳格に禁じられてきた夜間銃猟が、平成 27 年（2015 年）5 月の鳥獣法改正により実施が認められるようになったと聞いた時、私は道内の自治体で鳥獣対策の任に就いていましたが、驚きと期待をもって注視したことを覚えています。ところがその後、実際に夜間銃猟が行われたとのお話は人づてでパラリパラリと耳にする程度でした。なぜなのか？それにはこのような理由があったのです。

夜間銃猟に必要なこと① 計画の策定

夜間銃猟を行うためには、都道府県知事に『指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画』を策定してもらわなくてはなりません。この計画がないと例え国の機関であっても夜間銃猟を行うことはできないのです。

計画に定める事項としては、対象とする鳥獣の種類、事業の実施期間、区域、目標、実施体制、住民の安全確保や指定区域の静穏保持のための対策のほか、夜間銃猟をする必要性を含む具体的な事業の内容などがあります。各項について手引きに従って、行いたいことを一つ一つ具体的に文章や図面に起こしていくと計画（素案）ができあがります。

計画を策定するためには、関係者との協議や意見聴取も必要になります。関係者の具体例としては、土地の所有者や地域の代表者、専門家、都道府県公安委員会を含む地方公共団体などがあげられます。

事前説明やそのための資料作成、いただいた意見を踏まえた計画案の見直し修正などを経て、全ての照会先の合意が得られて、初めて計画が策定されます。最初に知床で夜間銃猟を行ったときは前年から準備を進

めたうえで、当年も計画策定に至るまで約半年の月日を費やす必要がありました。

夜間銃猟に必要だったこと② 業務の発注

都道府県または国の機関は、『指定管理鳥獣捕獲等事業』の実施主体になることができます。なお、国の機関が実施主体となる場合は事業の内容について、あらかじめ策定された計画に適合するか都道府県知事に確認を受けるための手続きが別途必要になります。

さて“主体”とは申せ、環境省では職員自ら職務として銃猟を行うことはなく、業務として発注・委託することとなります。皆さまお気づきのとおり、夜間銃猟を行うためには計画策定に関する動きとあわせて、前年度のうちに「発注する業務の内容（仕様）」「業務に必要な費用の算出（積算）」「実施年度の予算要求（予算確保）」の準備しておく必要があるのです。このうち仕様と積算については、これまでの類似業務例を参考にしたり、自身の狩猟経験を振り返ってみたり、知見ある方の助言をいただいたりなどして（幸いにも）早い段階でかたちにすることができました。一方で予算についてはもっと大きなお話し—例えば、社会や地域の情勢、組織の方針、国の財政事情など様々な要素が複雑にからんできます。また、お金をかけるからには相応の成果も求められます。初めて行うときも継続して行うときも、あらかじめ成果の見通しを立てておくこと、業務実績をその都度整理しておくことの重要性を学べたのはよい経験だったと感じています。

夜間銃猟に必要だったこと③ 人材

都道府県または国の機関が夜間銃猟の事業を委託する相手は、夜間銃猟を含む『認定鳥獣捕獲等事業者』として知事の認定を受けている事業者でなくてはなりません。夜間銃猟を含む認定を受けるためには、通常の認定要件のほかに夜間銃猟の実施に係る安全管理規定の作成、夜間銃猟安全管理講習の修了及び安全確保に係る技能なども必要になります。

また、委託を受けた事業者は夜間銃猟の実施に先立ち、現地地下見などをしながらより詳細・具体的に内容を定めた『夜間銃猟作業計画』を作成し、都道府県知事に確認を受ける必要があります。その際は、皆さまが銃砲所持許可の申請などでお世話になることも多いでしょう公安委員会からの質疑応答や予定地での立会い説明などを求められる場合もあります。

まとめますと、通常であれば厳に禁止されている夜

間銃猟に従事することが公的に認められる方は、知識と技能、安全確保に関する深い理解、それらを確実に実践可能であることを日頃おつきあいのない他者にも認められる人格識見を持ち、さらに行政を相手にした企画提案・事務処理などの能力も有することが求められるのです。銃猟による狩猟者人口の減少が続いているなか、このような人材の希少性と、たまさかその地域に存在し現役で活動していたことがいかに幸運であったかにつきましては、想像に難くないでしょう。



夜間銃猟について誤解していたこと

本来、法で禁止されている場所、時期に銃猟を行うための方法として“捕獲許可”の申請手続きを経験された方も多いかと思います。かつての私は夜間銃猟を、この捕獲許可の選択肢の一つになったのだと思っていました。それは全くの誤解でした。

「申請して許可さえおれば、いつでもどこでも自由に夜間銃猟ができる」ものではなく、中長期的な視点をもって、人とお金、時間の要素を全てそろえてなし得るもので、捕獲より“管理”のための制度ということを理解しました。

夜間銃猟を検討している方へ

知床国立公園では令和3～5年に夜間銃猟を実施し、計17頭のニホンジカを捕獲しました。夜間銃猟によって捕獲の機会が増える一方、従事者の習熟に相応の時間を要することも分かりました。北海道では『北海道におけるエゾシカ夜間銃猟実施に関する指針（ガイドライン）』を作成していますので、公表されている資料や事例を参考にすることでより効率的に夜間銃猟の検討を進めることができると思います。

最後までお付き合いいただき、ありがとうございます。どうぞ良い狩猟ライフが過ごせますようお祈り申し上げます。

県猟からの報告

県と一緒に新しい特産品づくり

茨城県は全国有数のマガモの飛来地となっています。しかし、全国のレンコンの半分を生産している本県霞ヶ浦周辺では、カモ（マガモとカルガモ）によるレンコン被害が大きな課題になっており、猟友会では県委託事業として猟期にカモの捕獲事業を実施してきました。

昨年度からは、この事業で捕獲したカモ（網猟によるマガモのみ）を新たなブランド品にしようと県と共に取り組みを始めました。

11月には、捕獲する猟友会、食肉加工業者、和洋食の料理店の関係者が集まり、知事に試食をしていただき、その場で新ブランド名「常陸国天然^{ひたちのくに}まがも」と命名していただきました。併せて県内でも7店舗の和洋食店でこのマガモを使ったフェアを開催し、普及を目指しました。

その結果、網猟での狩猟免許取得者も増加の兆しがみえ、県では今年度の網猟の狩猟免許試験日を増やしました。今年度もこの取り組みを続けていきます。



茨城県知事の試食会（中央が大井川知事、左から猟友会、食肉加工業者、和洋料理店オーナー）

フェア提供料理例



蕎麦（日本料理）



ロースト（西洋料理）

茨城で網猟はじめてみませんか？

令和6年度
網猟免許試験日
7/10(水)
9/14(土)
12/10(火)

- 茨城県は全国有数のカモの飛来地ですが、飛来が多い他県と比べ、**網猟での捕獲者が少ない**状況です。
- 網獲りによる天然のマガモは高級食材として取引されていますが、茨城県産は**捕獲数が少なく、流通が一部に限られている**状況です。

狩猟者の意見〜カモの網猟〜

- ・カモの網猟は冬の夜間作業になるので大変だが**面白い**
- ・毎日餌付けが必要だが継続すると飛来数が増えてくる
- ・1回の網でマガモが100羽以上獲れることもある※1
- ・天然ものなので安定供給は難しいが、**販売先もある**※2

飲食店の意見※2

- ・香りが良く、とても美味しかった。今後も活用したい
- ・客の評判もよく、冬のメイン食材として使える
- ・火入れが難しいプロ向けの食材、**将来性がある**食材

※1 網獲り（餌付け）によるカモ養育の推進と、網獲期ごとに茨城県に入ることになった200羽まで。
※2 飲食店や販売店で野生鳥獣の肉を調理・販売する場合は、食品衛生法に基づき殺菌処理の必要許可を
取得した施設で解体された肉を仕入れなければなりません。

問い合わせ先
茨城県 茨城県農林水産部農地局農村計画課 電話 029-301-2946
茨城県 茨城県農林水産部農地局農村計画課 電話 029-301-3424
茨城県 茨城県農林水産部農地局農村計画課 電話 029-301-4264

県でも網猟をPR

県猟からの報告

狩猟フェアイベントについて

梅雨の晴れ間の令和6年7月6日土曜日、佐賀市のどんだんどの森で佐賀県と佐賀青年会議所が合同で狩猟フェアが開かれました。佐賀県猟友会から4名参加し、猟具の展示での説明と狩猟相談コーナーでお手伝いしました。



○箱わなについて、熱心に耳を傾ける参加者



○相談コーナー、猟具展示テントの前で。



○イノシシもお出迎え



○片むそうあみでカモのデコイを捕獲



○イノシシ肉でのカツカレーを食べました。

午前10時半から午後2時半までの短い間でしたが、来場者の中には「自分の畑のトウモロコシが小動物に食べられた」とか「ずっと狩猟に興味があったが、どこに聞いたらいいかわからなかった」と言われ、熱心に話を聞いていかれました。

短大生や高校生がイノシシ肉で作った料理が、無料で来場者に配られ、コンテスト方式で投票が行われていました。

家族連れや高校生など幅広い年齢層の方々が実際に猟具に触れ、話を聞いて、これから狩猟に興味が出てくればいいなと思いました。

狩猟活動における 自分と相手を守る『保険』について

1.はじめに

2023年6月から当会を契約者として、当会会員・自治体・協議会等が補償の対象となる団体制度「鳥獣被害対策総合補償制度」を展開していますが、ご存じでしょうか?昨今、自治体等から委託を受けて鳥獣捕獲を行う方も多くいらっしゃると思いますが、本制度はその活動に伴うリスクを幅広く補償できるものとなっています。ただし、「個人」として加入することはできない制度なのですが、それでも一部の皆様の活動に関わる制度でもありますので、頭の隅に置いておいて欲しいと思います。本制度についてこのあと詳しく触れていくとして、1975年から当会が開始した備えの一助であり一番身近な「猟友会共済(以下共済)」、各損害保険会社が取り扱い任意で加入されている「ハンター保険」や「施設賠償責任保険(わな保険と呼ばれることもあります)」も織り交ぜながら、活動の様態・実際に発生した事故事例ごとに整理してみたいと思います。ご自身、そして所属先、自治体等の依頼元がどのような保険を手配しているのか確認・見直すきっかけになればと思います。一般的な情報をもとに説明するため、保険会社や契約内容によって取扱いが異なる場合があることにご注意ください。

(表I) 2024年6月末現在

2.狩猟活動にまつわる保険の種類と補償内容

狩猟にまつわる保険として馴染みがあるのは「共済」と「ハンター保険」、「施設賠償責任保険(わな保険)」このあたりだと思います。これだけ沢山備えていれば狩猟にまつわる補償は十分だと思われる方も少なくないでしょう。最近、その補償内容についてじっくり確認されたことはありますか?内容を確認せずに毎年同じ内容でお手続きをしていませんか?保険商品自体の良し悪しではなく、加入している共済や保険商品によって補償される範囲や規定が異なるため、保険に加入しているから大丈夫、とは一概に言い切れないのです。

ここでは「共済」「ハンター保険」「施設賠償責任保険(わな保険)」「鳥獣被害対策総合補償制度」の4つの商品を例に挙げ、下表(表I)にまとめました。冒頭お伝えしましたとおり、一般的な情報をもとに作成した表につき、ご自身が加入している保険において補償される/されない(有無責)については約款等で確認いただくか、分からない点がある場合は加入者証や証券と呼ばれる書類に記載されている問い合わせ先(取扱代理店)にご確認いただければ説明してもらえます。

		猟友会共済	ハンター保険 (民間保険会社)	施設賠償責任保険/ わな保険 (民間保険会社)	鳥獣被害対策総合補償制度 ＜施設賠償責任保険＋総合 生活保険＞
共通	補償対象事業	・登録狩猟 ・許可捕獲 ・指定管理	・登録狩猟 ・許可捕獲 ・指定管理	・登録狩猟 ・許可捕獲 ・指定管理	・許可捕獲 (被害防止計画に基づく農作物被害を防止するための鳥獣捕獲等。純然たる趣味の狩猟は除く) ・指定管理
傷害 (自身の怪我)	補償内容①	死亡・後遺障害 入院 通院 手術	○ 死亡・後遺障害 ○ 入院 ○ 通院 × 手術	○ 死亡・後遺障害 ○ 入院 ○ 通院 × 手術	× 死亡・後遺障害 × 入院 × 通院 × 手術
	補償内容②	車に乗車中の事故 車両との衝突	× 車に乗車中の事故 × 車両との衝突	× 車に乗車中の事故 × 車両との衝突	× 車に乗車中の事故 × 車両との衝突
賠償責任 (他人へ賠償)	支払限度額	対人のみ・4000万円	1億円～	1億円～	1億円～
	補償対象行為	銃猟 わな猟・網猟 わなの見回り	○ 銃猟 ○ わな猟・網猟 × わなの見回り	○ 銃猟 × わな猟・網猟 × わなの見回り	× 銃猟 ○ わな猟・網猟 ○ わなの見回り
	保険の対象者	個人 自治体 狩猟者団体	○ 個人 × 自治体 × 狩猟者団体	○ 個人 × 自治体 × 狩猟者団体	× 個人 × 自治体 ○ 狩猟者団体
賠償責任 (対物の賠償)	補償対象行為	銃猟 わな猟・網猟 わなの見回り	× 銃猟 × わな猟・網猟 × わなの見回り	× 銃猟 × わな猟・網猟 × わなの見回り	× 銃猟 ○ わな猟・網猟 ○ わなの見回り

【ご注意】大切なことなので繰り返し書きますが、一般的な情報をもとに説明するため、保険会社や契約内容によって取扱いが異なる場合があることにご注意ください。

表の○と×の部分だけを見ても意外と異なる部分が多いことが一目瞭然です。この表から特に覚えておいてもらいたい部分を抜粋して書いてみたいと思います。

1 狩猟活動中、怪我をした場合補償されるのは？

狩猟にまつわる保険の「傷害」に加入している場合はご自身が亡くなった時、後遺障害が残った時、入院される時は大体カバーされていますが、手術については加入される保険によって異なるので、確認が必要です。

2 わな猟の活動中、他人に怪我をさせてしまった場合に補償されるのは？

共済、わな保険と呼ばれることが多い施設賠償責任保険か、鳥獣被害対策総合補償制度で補償される場合があります。わな猟をされる方は、ハンター保険だけでは他人への賠償を実費で対応しなければならない可能性があることを覚えておいてください。自治体等からの依頼で活動する際は、依頼元が鳥獣被害対策総合補償制度に加入していれば安心して活動ができます。

3 わな猟の活動中、他人のモノを壊してしまった場合に補償されるのは？

わな保険と呼ばれることが多い施設賠償責任保険か、鳥獣被害対策総合補償制度で補償される場合があります。共済は上記2のように対人の場合は補償されたとしても、対物の場合は補償の対象とならない点を押さえておいてください。

4 銃猟や猟犬を使って活動中、他人に怪我をさせてしまった場合に補償されるのは？

施設賠償責任保険はわな保険と呼ばれるだけあって、銃と猟犬はわなの扱いにならないので補償の対象とならない場合があります。一方、共済とハンター保険では補償される場合があります。支払限度額の上限が異なるので、ご自身がいくらくで設定しているのか、確認しておきましょう。

5 銃猟や猟犬を使って活動中、他人のモノを壊してしまった場合に補償されるのは？

他人のモノを壊してしまった時は要注意です。共済もハンター保険もわな保険も、いずれも補償の対象とならない場合があります。壊してしまったモノによりますが、結構な被害額になるものだとしたら、補償がされていないと心配ですね。

3. 事故事例と保険が発動しなかったケース

ここからは実際にあった身近な事故事例を挙げながら、保険が発動しなかった（補償の対象とならなかった）ケースを見てみたいと思います。万一時の準備をしていたつもりが、補償内容を把握できていなかったことで、実費で対応せざるを得なかった事例を傷害（ご自身の怪我）・賠償責任（他人への賠償）それぞれ下表（表Ⅱ）にまとめてみます。

（表Ⅱ）

事故例	加入している保険	補償されない可能性のある事故	解説
傷害 (自身の怪我)	ハンター保険	捕獲中、自動車と衝突した（2023年1月発生）	ハンター保険では自動車との衝突事故、および乗車中の事故は補償の対象外
	ハンター保険	捕獲実施者が銃の暴発により怪我を負い、入院・手術を行った	ハンター保険では入院と通院は対象だが、手術に関する費用は対象外
賠償責任 (他人への賠償)	ハンター保険	捕獲実施者が誤ったわなのかけ方をした結果、子供がわなの中に入ってしまった怪我を負った	ハンター保険はわなの使用に起因した事故は補償の対象外
	猟友会共済 ハンター保険	捕獲実施者が誤ったわなのかけ方をした結果、鹿がわなから逃げ出し、近くの民家の窓ガラスを割ってしまった	・ハンター保険はわなの使用に起因した事故は補償の対象外 ・猟友会共済は他人への賠償は補償の対象となるが、モノに対する賠償は補償の対象外 →ハンター保険でも、猟友会共済でも補償の対象外となる
	ハンター保険 施設賠償責任保険	猟友会会員Aが誤ったわなのかけ方をした結果、イノシシがわなから逃げ出し、猟友会会員Bが怪我を負った	施設賠償責任保険では会員同士は他人といった整理にならないため補償の対象外

いかがですか？今まで無事故、身近な会員の方からもこういう話は聞いたことがなくてピンとこなかったという方と、一方でヒヤッとした方、こういうケースで自分の保険で対応できるのか心配になったという方もいらっしゃるでしょう。表の中に解説を書きましたが、ポイントをまとめてみたいと思います。

傷害の事故例で押さえておきたいポイントは以下のとおりです。
■自動車に関連する事故は自動車保険で対象となる可能性もありますが、狩猟活動にまつわるハンター保険では残念ながら対象外です。

■鳥獣からの逆襲、特にクマからの逆襲の場合はご存じのとおり頭部・顔面、頸部に攻撃を受けることも多く、一撃のダメージが非常に大きいですし、また他の鳥獣の場合も転倒だとしてもあたりどころが悪く手術を余儀なくされるケースも散見されており、入通院だけの補償では十分ではないかもしれません。(狩猟者の高齢化や今までであれば事故なくできていたことが異常気象の頻発等による体力や集中力の低下で軽傷では済まず、手術が必要な程、重症化するケースも増加しています)

賠償の事故例で押さえておきたいポイントは以下のとおりです。

■わなに起因した事故がハンター保険では対象外です。

■わなに起因した事故でモノに対する賠償はハンター保険でも共済でも対象外です。(人に対する賠償は共済で対象となります)

■同士撃ちの場合の怪我は賠償責任では対象外です。(同士=第三者間という整理にならない)

奥が深いですね。担当の取扱代理店さんと現状の活動や心配事を話し、活動する上でのリスクや心配事がカバーされているか対話することはもちろん大切ですが、例えば自治体の職員の方とはどうでしょうか?仮に、職員の方が、皆さんの入っている保険で捕獲活動は何でもカバーできると思っていたとしたら・・・それは違うということがここまで読み進めていただいたら分かると思います。皆さんの身を守るためにも、自治体職員の方が保険の手配をされているかどうかも含めて是非話してみてもらいたいです。

4. 鳥獣被害対策総合補償制度について

前段が長くなりましたが、ようやく「鳥獣被害対策総合補償制度」について触れたいと思います。2024年6月時点で既に80に迫る猟友会支部、自治体および協議会の皆様に本制度の趣旨に賛同し、ご加入いただいています。昨年は40の自治体と記載していたので、この一年でほぼ倍に増えたことになります。とはいえ、2023年4月末現在で鳥獣被害防止計画を作成している自治体は約1500強あるので加入率は道半ばといったところですよ(前年から計画し、4月の年度変わりで予算の稟議が通って本制度に加入するケースが圧倒的であり、そのタイミングを逃して次年度の加入を検討している自治体も多いようです。ただし、自治体によって予算取りのタイミングやスピード等が異なるため、途中加入の自治体が複数あることも事実です)。せっかくなので、パンフレットの表紙をご紹介します。見覚えのある方もいらっしゃるのではないのでしょうか?

青色パンフレット 都道府県、県猟友会の皆様へ

(一社)大日本猟友会

2024年度都道府県向け 鳥獣被害対策総合補償制度のご案内 (施設賠償責任保険・総合生活保険)

【本制度の特徴】

指定管理鳥獣捕獲等事業の活動中の事故も補償対象となります。

賠償責任保険では、わな、網、罠の使用に起因する事故も補償対象です。(一般的なハンター保険では対象外)

団体(都道府県、県猟友会等)が法律上の損害賠償責任を負った場合も補償対象となります。(一般的なハンター保険では対象外)

傷害保険では、手術保険金のお支払いが可能です。(一般的なハンター保険では対象外)

契約者	(一社)大日本猟友会
加入対象者	都道府県、県猟友会等の団体
対象となる事業	都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲、その他の都道府県における被害防止対策、及び指定管理鳥獣捕獲等事業

4つの箱が表紙に記載されています。この箱の中にそれぞれ特徴が書かれているのですが、特に触れておきたいのは、左下の箱です。狩猟の依頼元が自治体となった場合、万一があった際は狩猟者自身ではなく、自治体に責任が及ぶ=使用者責任※を問われる可能性が昨今ますます高まっています。そのような場合にも自治体が補償されるような制度であると書かれています。かつては本来依頼元である自治体等が責任を負うべき事故でも、個人の共済やハンター保険、施設賠償責任保険で一部弁償させられたことがあったと聞いたこともあります。しかし、本来的には依頼元が責任を負うべき万一時には、依頼元が補償される内容の保険に加入するべきです。重複となりますが、会員個人が加入できる商品ではありませんので、日頃お付き合いのある自治体職員の方に対し広く周知していただければと思います。

※使用者責任(民法第715条)より抜粋

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負います。

最後に、これまで事故が起きてしまった時の備えとして保険に重きを置いてご説明してきました。ご自身やお相手を守る意味で保険が大切である一方で、その保険は活動の実態と想定されるリスクがカバーされるものでなければ意味がないこともご理解いただけたと思います。万一時の備えとあわせて、事故を起こさないための視点・対策も忘れずに、両輪でご尽力いただくことで安心安全な狩猟活動を引き続き宜しくお願い致します。

令和5年度事業・決算 及び 令和6年度事業計画・予算の報告

6月11日に東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷において、令和6年度定時総会が開催され、令和5年度の事業報告・決算が承認されました。令和6年度の事業計画・予算は、3月27日の令和5年度第3回理事会で承認されています。

令和6年度定時総会の概要

会の冒頭、関係省庁の来賓の方々からご挨拶をいただきました。続いて、昨年の定時総会以降に勇退された都道府県猟友会長への感謝状の贈呈と5年度の構成員数増加率上位の都道府県猟友会の表彰を行いました。

議事では、日向野栃木県猟友会会長が議長に選出され、次の議案が承認されました。

- 第1号議案 令和5年度の事業報告について
第2号議案 令和5年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認について
第3号議案 理事及び監事の選任（改選）について
第4号議案 理事及び監事の報酬等の額について

<表彰猟友会>

◇構成員（総数）増加率上位猟友会

- 第1位 一般社団法人 沖縄県猟友会
第2位 一般社団法人 佐賀県猟友会
第3位 公益社団法人 岩手県猟友会

◇第一種銃猟構成員増加率上位猟友会

- 第1位 一般社団法人 滋賀県猟友会
第2位 一般社団法人 北海道猟友会
第3位 一般社団法人 沖縄県猟友会

<大日本猟友会 役員>

役 職	氏 名	現 職
会 長	佐々木 洋平	岩手県猟友会会長
副会長	尾上 貞夫	和歌山県猟友会会長
同	日向野 義幸	栃木県猟友会会長
同	池田 富夫	新潟県猟友会会長
同	大野 恵章	岐阜県猟友会会長
同	高橋 徹	高知県猟友会会長
同	中園 功一	鹿児島県猟友会会長
理 事	堀江 篤	北海道猟友会会長
同	安藤 忠幸（新）	神奈川県猟友会会長
同	金澤 俊二郎	静岡県猟友会会長
同	辻森 金市	石川県猟友会会長
同	西村 義一（新）	京都府猟友会会長
同	國武 訓扶衛	広島県猟友会会長
同	安藤 勝俊	愛媛県猟友会会長
同	不老 安正（新）	福岡県猟友会会長
同	渡部 昂一	宮崎県猟友会会長
監 事	生駒 純一	宮城県猟友会会長
同	細田 信男	島根県猟友会会長

※任期は、令和8年6月（予定）の定時総会まで



令和6年度定時総会



令和6年度定時総会



総会・佐々木洋平会長



総会・日向野義幸議長（栃木県猟友会長）



表彰状贈呈・友田佐賀県猟友会長



表彰状贈呈・寺長根岩手県猟友会専務理事



表彰状贈呈・福原滋賀県猟友会長



表彰状贈呈・堀江北海道猟友会長

● 令和5年度事業内容の概要

令和5年度は、5月8日をもって新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけがこれまでの2類から5類に移行し、国民の生活・活動は急速にコロナ以前の活発さを取り戻していきました。本会においても、その使命を全うするため、積極的な事業実施に取り組みました。

都道府県猟友会長会議を東西合同で開催したほか、理事会、ブロック会議、射撃大会など定例の会議や行事については、ほぼ予定どおり実施することができました。

また、令和5年を目標年次とする国の「2023年シカ・イノシシ半減目標」の達成に向け、捕獲等の強化を各都道府県猟友会挙げて推進するとともに、捕獲効率の向上を図る方策について自民党鳥獣議連や政府等に積極的な働きかけを行いました。さらに、捕獲の担い手である第一種銃猟構成員の加入増加に向けた事業にも積極的に取り組みました。

収支については、幹旋売上額は狩猟読本の販売が大幅に増加しましたが、概ね平年並みを維持し、基本財産運用益も安定した収入を確保しています。

1. 構成員数

令和5年度末時点の構成員数は、本会や各都道府県猟友会の会員増加のための取組み等の成果もあって、第一種銃猟構成員の減少は1,500人程に留まり、わな猟構成員は400人余り増加して、総数では前年度から1%の減となりました。

また、女性構成員については、3,798人と300人余り増加し、全構成員の3.7%となりました。

構成員数

種別	わな猟	網猟	第一種銃猟	第二種銃猟	合計
3年度	40,468	280	60,579	2,658	103,985
4年度	40,420	268	59,092	2,723	102,503
5年度	40,572	234	57,574	2,688	101,068

単位：人

2. 重点的実施事業

① シカ・イノシシの捕獲強化の推進

政府の「2023年シカ・イノシシ半減目標」の達成のため、前年度に引き続き、都道府県猟友会の理解・協力を得つつ、国の「鳥獣被害防止に

向けた集中捕獲キャンペーン」に全面的な支援・協力

② 新規ハンター構成員の増加対策の推進

前年度に引き続き狩猟者育成確保のための各種都道府県猟友会助成金を支出し、特に減少が続く第一種銃猟構成員の新規参入者の増加に注力

③ 農林水産省交付金事業の実施

農林水産省の鳥獣被害対策基盤支援事業「ICTを活用した調査に基づく捕獲の実践事業」を北海道猟・栃木県猟・奈良県猟・高知県猟の協力のもとに実施

④ 狩猟やジビエ利活用に関する情報発信の推進

WEBサイトを活用した情報発信を随時実施

3. 継続事業

(1) 各種都道府県猟友会助成金の配賦

助成金総額 199,218 千円

(2) 狩猟事故共済保険事業

(令和5年度保険金支払件数・金額)

年度	他損死亡	他損傷害	自損等死亡	自損傷害等	計	支払額
3年度	0	2	15	190	207	30,915
4年度	0	2	7	178	187	46,481
5年度	1	4	11	210	226	52,207

単位：千円

(3) ジビエ利活用の推進

(4) 狩猟読本・例題集、狩猟関係物品の販売・幹旋

(5) 会報・講習会用ポスターの作製・配付

(6) 狩猟者登録申請手続便覧の作成

(7) 功労者の表彰等

(8) 災害見舞金

(9) 狩りマップの提供

(10) 野生鳥獣感染症調査等への協力

(11) 中央環境審議会自然環境部会への参加

(12) 基本財産その他財産管理等

● 令和5年度 貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	5 年度					(参考) 4 年度
	事業等会計	共済会計	法人会計	内部取引消去	計	
I 資産の部						
1. 流動資産	352,417,254	318,592,653	123,858,209	△ 243,735,657	551,132,459	482,786,597
2. 固定資産	2,093,636	722,140,000	424,567,304	0	1,148,800,940	1,099,249,835
(1) 基本財産	0	676,330,000	287,791,478	0	964,121,478	936,931,478
(2) 特定資産	0	0	134,285,221	0	134,285,221	115,757,370
(3) その他固定資産	2,093,636	45,810,000	2,490,605	0	50,394,241	46,560,987
資 産 合 計	354,510,890	1,040,732,653	548,425,513	△ 243,735,657	1,699,933,399	1,582,036,432
II 負債の部						
1. 流動負債	72,080,212	336,258,402	234,963,669	△ 243,735,657	399,566,626	353,056,406
2. 固定負債	0	138,855,034	10,460,434	0	149,315,468	148,334,320
負 債 合 計	72,080,212	475,113,436	245,424,103	△ 243,735,657	548,882,094	501,390,726
III 正味財産の部						
1. 指定正味財産	0	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	282,430,678	565,619,217	303,001,410	0	1,151,051,305	1,080,645,706
正 味 財 産 合 計	282,430,678	565,619,217	303,001,410	0	1,151,051,305	1,080,645,706
負債及び正味財産合計	354,510,890	1,040,732,653	548,425,513	△ 243,735,657	1,699,933,399	1,582,036,432

大日本猟友会の会費（構成員納入金）のご案内

本会の会費は、次のとおりとなっています。

都道府県猟友会の会費納入の際に、本会会費も併せて納入をお願いします。

種 別	会費の額	うち共済掛金額
第一種銃猟	4,800 円	1,500 円
第二種銃猟	3,300 円	750 円
わな猟	2,300 円	750 円
網 猟	2,300 円	750 円

* 第一種銃猟と他の複数の狩猟免許・狩猟登録の方は、第一種銃猟構成員として加入して下さい。

● 令和5年度 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	5 年度				(参考) 4 年度
	一般会計	共済会計	法人会計	計	
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	16,639,697	26,673,800	0	43,313,497	59,589,920
特定資産運用益	0	0	0	0	37
受取会費	0	119,144,250	260,434,650	379,578,900	386,205,100
事業収益	102,625,589	0	0	102,625,589	81,355,968
支払備金戻入額	0	323,608,219	0	323,608,219	221,208,037
受取補助金等	53,315,065	0	0	53,315,065	96,243,499
為替差益	0	0	0	0	4,590
雑収益	50,972	588,595	417,280	1,056,847	9,136,822
経常収益計	172,631,323	470,014,864	260,851,930	903,498,117	853,743,973
(2) 経常費用					
事業費	318,551,694	443,203,941	0	761,755,635	761,087,224
租税公課	26,576,986	4,224,096	0	30,801,082	21,735,677
支払助成金	169,077,500	30,288,500	0	199,366,000	200,477,300
共済費	0	52,206,903	0	52,206,903	46,481,863
支払備金繰入額	0	336,142,677	0	336,142,677	323,608,219
幹旋仕入れ	26,048,970	0	0	26,048,970	22,251,527
事業管理費	55,713,279	22,621,593	0	78,334,872	62,982,770
管理費	0	0	24,859,023	24,859,023	34,231,619
経常費用計	374,264,973	465,825,534	24,859,023	864,949,530	858,301,613
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 201,643,650	4,189,330	235,992,907	38,538,587	△ 4,557,640
基本財産評価損益額	0	18,160,000	0	18,160,000	△ 30,930,000
投資有価証券評価損益等	0	10,955,000	0	10,955,000	△ 2,790,000
評価損益等計	0	29,115,000	0	29,115,000	△ 33,720,000
当期経常増減額	△ 201,643,650	33,304,330	235,992,907	67,653,587	△ 38,277,640
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	141,607,046	0	141,607,046	144,117,137
責任準備金等戻入	0	141,047,046	0	141,047,046	143,557,137
(2) 経常外費用	0	138,855,034	0	138,855,034	141,607,046
責任準備金等繰入	0	138,295,034	0	138,295,034	141,047,046
当期経常外増減額	0	2,752,012	0	2,752,012	2,510,091
当期一般正味財産増減額	12,700,096	36,056,342	21,649,161	70,405,599	△ 35,767,549
一般正味財産期首残高	269,730,582	529,562,875	281,352,249	1,080,645,706	1,116,413,255
一般正味財産期末残高	282,430,678	565,619,217	303,001,410	1,151,051,305	1,080,645,706
II 指定正味財産増減の部	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	282,430,678	565,619,217	303,001,410	1,151,051,305	1,080,645,706

● 令和6年度事業計画・予算の概要

I. 令和6年度事業の基本的な方針

令和6年度も、本会への社会的要請に応え、その使命を全うするため、積極的な事業実施に取り組めます。

特に、国の「2023年シカ・イノシシ半減目標」の後に設定された「シカ・イノシシの生息数を令和10年度までに半減する」との計画の強化に対し、関係都道府県猟友会を挙げて取り組むとともに、引き続き新規ハンターの増加に積極的に取り組みます。

また、各種会議や委員会等を予定どおり開催することを目指し、引き続き猟友会及び狩猟者のステータスを高めることを大きな目標として、各般の重要な事業に取り組めます。

II. 重点的实施事業

①シカ・イノシシの捕獲強化の推進

国の令和10年度までの目標の達成に向けて、都道府県猟友会の理解・協力を得つつ、「捕獲キャンペーン」などの国や地方自治体の事業に全面的に

協力するとともに、捕獲者としての視点から、政府の方針や計画に対し積極的に助言・提言

②新規第一種銃猟構成員の増加対策の推進

- ・支援事業を延長、若手構成員の増加に向けた取り組みを一層推進
- ・関係法令等の改正の実現に向け、自民党鳥獣議連等を通じた要請活動を強化

③農水省交付金事業に対する協力の推進

農水省では令和6年度予算化している「精鋭部隊編成のための広域捕獲モデル事業」に協力

④狩猟やジビエ利活用に関する情報発信の推進

⑤国際交流の推進

III. その他の事業

共済保険事業の運営、狩猟関連物品の斡旋販売、国の各種調査等への協力等の継続事業については、引き続き適正かつ円滑な実施に努めます。

● 令和6年度予算の概要

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	一般会計	共済会計	計	(参考) 5年度
1. 収入				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	16,100	43,400	59,500	56,900
受取会費	263,585	120,525	384,110	388,580
事業収益	123,900	323,610	447,510	398,210
支払備金等戻入額	0	323,610	323,610	221,210
物品販売売上	123,900	0	123,900	177,000
雑収益	1,000	1,175	2,175	2,175
経常収益計	404,585	488,710	893,295	845,865
2. 支出				
(1) 経常費用				
事業費	100,831	37,499	138,330	735,846
給料手当	27,300	11,700	39,000	35,000
助成金	191,250	37,550	228,800	228,800
調査事業費等	6,000	0	6,000	6,000
販売物品等仕入	44,436	0	44,436	44,436
帽子ベスト作成費	11,725	11,725	23,450	23,450
情報発信事業	18,500	1,500	20,000	20,000
共済費	0	60,000	60,000	60,000
支払備金繰入	0	323,610	323,610	221,210
事故防止対策基金積立	10,000	0	10,000	10,000
予備費	10,000	0	10,000	10,000
経常費用計	400,873	474,239	875,112	761,512
(2) 借入金返済額	0	0	0	0
支出計	400,873	474,239	875,112	761,512
収支差額	3,712	14,471	18,183	84,353

獵銃用実包管理帳簿

年 月 日 ~ 年 月 日

氏名

- ☐ 散弾(スラッグ弾) ①銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号() 番径(番)
☐ 散弾(番径 番)(a:BB弾, b:その他) ②銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号() 番径(番)
☐ ライフル弾() ③銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号() 番径(番)

※1

年 月 日	使用目的 ※2	区 分 ※3	数 量	残 数	相手方の住所・氏名 /消費場所	備 考 ※4
前年度繰越						
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
計						

※1 当帳簿は実包の種類ごとに作成・記録するものとし、該当の実包にチェックし、散弾は()内に番径を記載する。ライフル弾は()内に名称(例:30カービン)を記載する。

※2「使用目的」欄は、該当の事項に○をつける。 狩：狩猟 有：有害鳥獣駆除 指：指定管理鳥獣等捕獲 標：標的射撃

※3 「区分」欄には、法令に定める「製造」「譲渡」「譲受」「購入」「交付（した）」（保管委託する場合）「交付（された）」（保管委託した実包を払い出す場合）「消費」「廃棄」から該当するものを記載する。

※4「備考」の欄には、その実包消費に使用した銃の番号（氏名下記載の①②③）を記載する。銃が1丁のみの場合は記載不要。また、必要に応じ、捕獲対象の鳥獣の種類や散弾の場合はBB弾又はその他の散弾の別をa,bで記載する。

猟銃用雷管・火薬管理帳簿（ライフル実包の製造用）

年 月 日 ～ 年 月 日

氏名

年 月 日	猟銃用雷管(個)			火 薬(グラム)			購入先の住所・氏名	備 考
	購入数	製造数	残数	購入量	使用量	残量		
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
計								

大日本猟友政治連盟の活動報告

大日本猟友政治連盟は、平成 22 年に大日本猟友会の役員が主体となって結成された政治資金規正法に基づく政治団体で、狩猟や野生鳥獣管理に理解の深い「自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟」(略称: 鳥獣議連、会長: 二階俊博議員) 所属の国会議員などに対する各種要請活動や政治活動支援、選挙応援、狩猟に関する普及広報などの活動を行っています。

連盟の運営は、構成員の皆様からの寄附金(寄附金目安額: 1 人 200 円以上)を原資としていますので、今年も皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

▼令和5年(R5.1.1~R5.12.31)の活動概要

(1) 鳥獣議連等を通じた各種要請活動等

令和 5 年は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが 5 類に移行し、旅行や会議・集会などのすべての行動制限が解除され、国民の生活・活動もコロナ以前の活発さを取り戻してきました。そのような中、自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟(鳥獣議連、会長: 二階俊博議員)等を通じ、狩猟税減免措置の延長を要望するとともに、各省庁に対して法令改正等を働きかけ、併せて捕獲体制の確立を目指した提案を行いました。

また、国の予算である「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、昨年に引き続き、本年も「ICT を活用した調査に基づく捕獲の実践事業」を獲得することができました。

さらに、2023 年半減目標の達成に向けたニホンジカ・イノシシの集中捕獲推進については、政府の「集中捕獲キャンペーン」に協力し、捕獲数の増加に貢献しました。

(2) 狩猟関係議員等に対する支援

自民党鳥獣議連所属議員を始めとする政府与党の鳥獣・狩猟関係議員に対する政経パーティ・フォーラム等への出席による支援等を引き続き行いました。

また、自民党の定期大会(自民党総裁より感謝状を受領)や関係者懇談会等の与党主催行事等に積極的に参加し、良好な信頼関係の継続・強化や大日本猟友会の要望の周知に努めました。

さらに、各会員(都道府県猟友会会長)による

活動に対する支援を行いました。

(3) 選挙応援等

衆議院の解散は行われなかったことから、選挙応援関係は一部の知事選等について、関係県猟の協力を得て応援等を行いました。

(4) 広報活動

恒例となった自民党本部における「自然と農山村を守る狩猟のつどいージビエを食べて中山間地を守ろうー」は、1 月に第 7 回目を開催予定でしたが、自民党本部での集会・会食等の自粛を受けて、延期となりました。

▼令和6年の事業計画

令和6年も、引き続き自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟（鳥獣議連）等を通じ、銃刀法の規制緩和等に関する大日本猟友会としての要望活動を積極的に展開します。

また、本年は4月に統一地方選挙が行われること

から、各都道府県における狩猟関係候補者を中心に応援活動を行うとともに、衆議院議員選挙、衆・参の補選やその他の都道府県知事等の選挙についても、必要に応じ応援活動を行います。

○令和5年決算（R5.1.1～R5.12.31）

（単位：円）

科 目	令和5年	（参考）令和4年
I 収入の部		
1. 寄付金（個人：構成員）	18,659,680	17,849,350
2. その他の収入（利息等）	94	74
収入合計	18,659,774	17,849,424
II 支出の部		
1. 経常経費	1,276,760	1,225,284
2. 政治活動費	7,060,678	18,868,642
(1) 組織活動費	6,433,889	10,638,786
(2) 選挙関係費	626,789	8,229,856
3. 予備費	0	0
4. 選挙対策積立金	20,000,000	0
支出合計	28,337,438	20,093,926
収支差額	△ 9,677,664	△ 2,244,502
前年度繰越金	25,190,422	27,434,924
繰越収支差額	15,512,758	25,190,422

○令和6年予算（R6.1.1～R6.12.31）

（単位：円）

科 目	6年予算	（参考）5年予算
I 収入の部		
1. 寄付金（個人）	20,400,000	20,600,000
2. その他の収入（利息等）	100	100
収入合計	20,400,100	20,600,100
II 支出の部		
1. 経常経費	1,700,000	1,520,000
2. 政治活動費	22,000,000	19,000,000
3. 予備費	2,000,000	2,000,000
4. 選挙対策積立金	10,000,000	0
支出合計	35,700,000	22,520,000
収支差額	△ 15,299,900	△ 1,919,900
前年度繰越金	15,512,758	25,190,422
繰越収支差額	212,858	23,270,522

統計資料

1. 猟銃等所持者数・狩猟免許保有者数・大日本猟友会構成員数の推移

(単位：人)

年度	猟銃等 所持者数	狩猟免許保有者数						大日本猟友会構成員数					
		第一種 銃猟	第二種 銃猟	わな猟	網 猟	合 計	内女性	第一種 銃猟	第二種 銃猟	わな猟	網 猟	合 計	内女性
S59	369,237	356,170	19,139	13,987		389,296	1,204	276,531	5,435	3,162		285,128	
S60	337,385	297,014	15,672	13,581		326,267	1,006	261,867	4,936	3,160		269,963	
S61	321,483	297,767	15,787	14,204		327,758	989	247,357	4,636	3,230		255,223	
S62	307,450	299,314	15,811	15,187		330,312	1,043	237,598	4,288	3,313		245,199	
S63	290,999	259,074	14,426	15,133		288,633	894	228,867	4,231	3,355		236,453	
H 1	278,946	257,879	14,576	15,835		288,290	854	219,355	3,982	3,305		226,642	
H 2	269,132	258,129	14,791	16,605		289,525	890	213,102	3,949	3,274		220,325	
H 3	260,520	229,238	14,572	16,495		260,305	928	207,066	3,995	3,365		214,426	
H 4	254,379	227,505	14,908	17,338		259,751	946	199,610	3,940	3,461		207,011	
H 5	248,095	231,991	15,404	19,008		266,403	994	192,682	3,778	3,727		200,187	
H 6	241,593	208,776	15,278	19,886		243,940	995	187,481	3,833	3,873		195,187	
H 7	235,675	208,553	16,141	21,297		245,991	991	179,060	3,694	4,033		186,787	
H 8	229,880	209,332	16,205	22,293		247,776	1,107	173,073	3,588	4,362		181,023	
H 9	222,921	187,450	16,012	23,754		227,216	957	168,694	3,610	4,875		177,179	
H10	211,129	188,836	16,204	25,632		230,672	1,019	159,811	3,332	5,319		168,462	
H11	204,854	189,201	16,137	28,343		233,681	1,081	153,671	3,272	6,070		163,013	
H12	198,535	170,464	8,499	31,271		210,234	1,006	148,587	3,223	7,221		159,031	
H13	193,007	169,523	6,868	34,681		211,072	953	141,416	3,166	8,276		152,858	
H14	186,973	169,691	4,748	38,041		212,480	1,092	135,920	3,185	9,613		148,718	
H15	171,925	152,257	3,775	41,440		197,472	1,145	131,713	3,205	10,993		145,911	
H16	171,622	151,205	3,469	43,656		198,330	1,227	125,291	2,857	11,510		139,658	
H17	166,579	152,780	3,290	47,552		203,622	1,213	120,280	2,742	12,593		135,615	
H18	160,813	135,333	2,754	47,140		185,227	1,217	115,412	2,551	13,251		131,214	
H19	158,173	135,960	2,631	51,597	38,717	228,905	1,372	110,618	2,395	14,082	462	127,557	
H20	152,938	135,352	2,497	53,571	30,113	221,533	1,599	104,391	2,255	15,191	483	122,320	
H21	142,294	117,497	2,194	57,818	8,366	185,875	1,539	99,083	2,192	17,795	496	119,566	
H22	131,766	116,506	2,119	64,321	7,268	190,214	1,708	91,263	2,142	20,435	481	114,321	
H23	122,515	116,122	2,080	72,892	7,324	198,418	1,912	84,469	2,072	24,397	468	111,406	
H24	113,942	96,242	1,875	76,042	6,510	180,669	2,037	79,407	2,125	25,870	459	107,861	
H25	107,651	96,351	1,876	80,630	6,470	185,327	2,636	75,166	2,205	27,431	468	105,270	
H26	102,300	97,981	1,926	87,057	6,798	193,762	3,184	71,767	2,287	29,732	456	104,242	
H27	98,638	88,592	1,921	92,883	6,687	190,083	4,181	70,213	2,243	32,514	414	105,384	1,183
H28	96,232	91,174	1,993	99,893	7,081	200,141	5,145	68,651	2,203	34,003	401	105,258	1,571
H29	94,726	93,718	2,029	106,388	7,415	209,550	6,328	67,444	2,194	35,788	360	105,786	1,908
H30	93,034	88,009	1,960	110,010	7,298	207,277	7,301	65,905	2,742	36,059	344	105,050	2,127
R 元	92,340	90,010	2,024	115,559	7,824	215,417	8,075	63,747	2,671	37,477	340	104,235	2,458
R 2	89,820	90,035	1,977	118,946	7,537	218,495	8,625	61,867	2,718	39,050	319	103,954	2,751
R 3	87,973							60,579	2,658	40,468	280	103,985	3,082
R 4	86,499							59,092	2,723	40,420	268	102,503	3,469
R 5	84,679							57,574	2,688	40,572	234	101,068	3,799

※複数免許保有者あり、合計は延人数

※ H19 年度からわな猟・網猟免許分離、H18 年度以前（甲種免許）はわな猟欄に記載

※猟銃等所持者数は12月末、他は3月末の数字

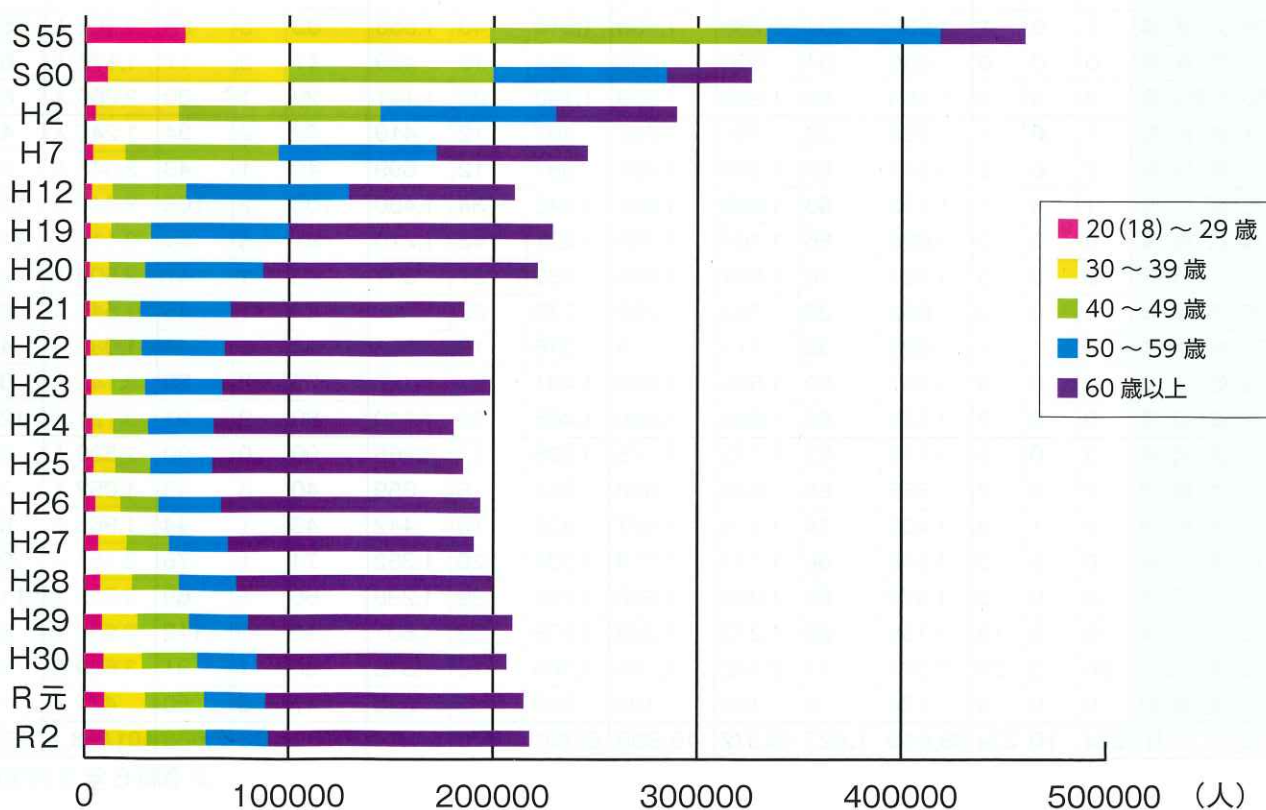
2. 年代別狩猟免許保有者数

(単位：人)

年度	20(18)～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合 計
(S55 割合)	10.6%	32.3%	29.5%	18.4%	9.2%	100.0%
S 5 5	48,840	148,964	135,821	84,875	42,271	460,771
S 6 0	10,856	88,578	100,124	85,037	41,672	326,267
H 2	4,952	40,781	98,881	85,843	59,068	289,525
H 7	3,633	15,954	75,061	77,457	74,037	246,142
H 1 2	3,090	10,089	36,199	79,810	81,046	210,234
H 1 9	2,551	10,148	19,383	67,603	129,220	228,905
H 2 0	2,282	9,428	17,648	57,884	134,291	221,533
H 2 1	2,324	8,953	15,778	44,419	114,346	185,820
H 2 2	2,654	9,254	15,798	40,823	121,680	190,214
H 2 3	3,094	9,918	16,392	37,967	130,999	198,418
H 2 4	3,603	10,131	17,194	32,318	117,422	180,669
H 2 5	4,200	10,775	17,063	30,534	122,751	185,327
H 2 6	5,176	12,236	18,729	30,703	126,899	193,762
H 2 7	6,574	13,995	20,700	28,494	120,292	190,083
H 2 8	7,647	15,704	23,179	28,208	125,389	200,141
H 2 9	8,540	17,433	25,281	29,016	129,115	209,550
H 3 0	9,381	18,777	27,246	29,135	122,065	207,277
R 元	9,798	19,991	29,057	29,979	126,137	215,417
R 2	9,889	20,449	29,991	30,775	127,388	218,493
R 2 割合	4.5%	9.4%	13.7%	14.1%	58.3%	

(出典：環境省資料)

- 備考：①年齢不明があるため、年代別保有者数を足し合わせた数値と合計値が合わない場合がある。また、数値は延人数（重複保有あり）。
 ②平成 19 年度に網・わな猟分離
 ③平成 27 年度より網・わな猟免許は 18 歳から



3. 都道府県猟友会・会員種別 構成員数

(単位：人)

No.	都道府県 猟友会名	網猟			わな猟			網・わな猟 小計	第一種銃猟			第二種銃猟			構成員 総数	(内 女性)
		男性	女性	小計	男性	女性	小計		男性	女性	小計	男性	女性	小計		
1	北海道	0	0	0	565	51	616	616	4,496	265	4,761	84	6	90	5,467人	322人
2	青森県	1	0	1	62	3	65	66	865	26	891	20	1	21	978人	30人
3	岩手県	1	0	1	507	38	545	546	1,408	44	1,452	24	0	24	2,022人	82人
4	宮城県	13	1	14	637	24	661	675	1,100	26	1,126	34	1	35	1,836人	52人
5	秋田県	0	0	0	77	6	83	83	1,287	36	1,323	7	0	7	1,413人	42人
6	山形県	0	0	0	387	17	404	404	1,231	35	1,266	23	1	24	1,694人	53人
7	福島県	0	0	0	722	24	746	746	1,806	30	1,836	55	3	58	2,640人	57人
8	新潟県	68	1	69	378	24	402	471	1,643	60	1,703	31	1	32	2,206人	86人
9	茨城県	14	0	14	355	17	372	386	1,433	24	1,457	116	6	122	1,965人	47人
10	栃木県	1	0	1	620	22	642	643	1,339	34	1,373	57	2	59	2,075人	58人
11	群馬県	0	0	0	387	14	401	401	1,246	30	1,276	34	5	39	1,716人	49人
12	埼玉県	3	0	3	200	18	218	221	1,722	53	1,775	80	3	83	2,079人	74人
13	千葉県	25	1	26	306	19	325	351	1,676	48	1,724	74	4	78	2,153人	72人
14	東京都	4	0	4	68	13	81	85	1,548	88	1,636	73	6	79	1,800人	107人
15	神奈川県	1	0	1	118	11	129	130	1,630	64	1,694	41	0	41	1,865人	75人
16	山梨県	0	0	0	359	38	397	397	1,396	59	1,455	28	2	30	1,882人	99人
17	静岡県	2	0	2	1,294	70	1,364	1,366	1,705	72	1,777	63	0	63	3,206人	142人
18	富山県	5	0	5	181	7	188	193	510	20	530	28	0	28	751人	27人
19	石川県	15	0	15	813	42	855	870	413	16	429	19	2	21	1,320人	60人
20	福井県	0	0	0	370	15	385	385	378	11	389	21	0	21	795人	26人
21	長野県	3	0	3	1,226	78	1,304	1,307	2,570	93	2,663	95	7	102	4,072人	178人
22	岐阜県	7	0	7	960	43	1,003	1,010	1,002	40	1,042	85	2	87	2,139人	85人
23	愛知県	13	0	13	678	40	718	731	844	25	869	90	4	94	1,694人	69人
24	三重県	1	0	1	918	40	958	959	1,037	23	1,060	48	2	50	2,069人	65人
25	滋賀県	0	0	0	323	8	331	331	613	21	634	34	0	34	999人	29人
26	京都府	5	1	6	760	40	800	806	835	33	868	40	0	40	1,714人	74人
27	大阪府	0	1	1	396	25	421	422	769	39	808	31	2	33	1,263人	67人
28	兵庫県	1	0	1	1,634	104	1,738	1,739	1,510	43	1,553	83	5	88	3,380人	152人
29	奈良県	0	0	0	636	54	690	690	454	15	469	17	0	17	1,176人	69人
30	和歌山県	0	0	0	1,159	50	1,209	1,209	1,103	38	1,141	29	1	30	2,380人	89人
31	鳥取県	1	0	1	758	33	791	792	407	12	419	32	2	34	1,245人	47人
32	島根県	2	0	2	1,344	55	1,399	1,401	587	12	599	42	1	43	2,043人	68人
33	岡山県	1	0	1	1,770	88	1,858	1,859	1,446	34	1,480	106	2	108	3,447人	124人
34	広島県	0	0	0	1,698	66	1,764	1,764	1,227	43	1,270	81	3	84	3,118人	112人
35	山口県	0	0	0	1,484	70	1,554	1,554	880	27	907	46	1	47	2,508人	98人
36	徳島県	0	0	0	663	39	702	702	773	22	795	44	1	45	1,542人	62人
37	香川県	0	1	1	683	30	713	714	318	10	328	42	2	44	1,086人	43人
38	愛媛県	0	0	0	1,507	59	1,566	1,566	1,461	27	1,488	85	3	88	3,142人	89人
39	高知県	0	0	0	1,574	86	1,660	1,660	1,405	35	1,440	89	2	91	3,191人	123人
40	福岡県	3	0	3	1,119	53	1,172	1,175	1,238	27	1,265	90	0	90	2,530人	80人
41	佐賀県	2	0	2	623	25	648	650	351	8	359	40	3	43	1,052人	36人
42	長崎県	2	1	3	1,400	74	1,474	1,477	432	10	442	43	1	44	1,963人	86人
43	熊本県	0	0	0	1,648	66	1,714	1,714	1,334	28	1,362	74	1	75	3,151人	95人
44	大分県	0	0	0	1,872	86	1,958	1,958	1,269	29	1,298	68	1	69	3,325人	116人
45	宮崎県	10	0	10	1,155	58	1,213	1,223	1,578	23	1,601	112	0	112	2,936人	81人
46	鹿児島県	20	3	23	2,071	71	2,142	2,165	1,303	10	1,313	90	1	91	3,569人	85人
47	沖縄県	0	0	0	184	9	193	193	223	5	228	47	3	50	471人	17人
合 計		224	10	234	38,649	1,923	40,572	40,806	55,801	1,773	57,574	2,595	93	2,688	101,068人	3,799人

※令和6年3月末時点

4. 狩猟者登録種類別鳥獣捕獲数（登録狩猟）

（単位：羽・頭）

年 度	網 ・ わ な 猟			第 一 種 銃 猟		
	鳥 類	獣 類	合 計	鳥 類	獣 類	合 計
H 2 1	95,109	127,263	222,372	613,165	219,132	832,297
H 2 2	79,033	192,410	271,443	631,475	234,595	866,070
H 2 3	69,300	159,355	228,655	401,798	217,654	619,452
H 2 4	65,440	162,662	228,102	496,863	218,001	714,864
H 2 5	69,548	169,757	239,305	339,045	183,826	522,871
H 2 6	65,510	189,112	254,622	418,833	196,670	615,503
H 2 7	58,330	198,083	256,413	322,062	156,629	478,691
H 2 8	54,616	187,447	242,063	317,936	156,186	474,122
H 2 9	56,175	173,979	230,154	289,963	145,584	435,547
H 3 0	46,912	188,244	235,156	239,157	122,591	361,748
R 元	42,327	178,209	220,536	244,360	110,931	355,291
R 2	46,102	174,754	220,856	235,121	120,214	355,335

年 度	第 二 種 銃 猟			合 計		
	鳥 類	獣 類	合 計	鳥 類	獣 類	合 計
H 2 1	39,046	7,229	46,275	747,320	353,624	1,100,944
H 2 2	50,424	498	50,922	760,932	427,503	1,188,435
H 2 3	24,911	303	25,214	496,009	377,312	873,321
H 2 4	48,109	262	48,371	610,412	380,925	991,337
H 2 5	29,014	247	29,261	437,607	353,830	791,437
H 2 6	47,295	438	47,733	531,638	386,220	917,858
H 2 7	32,956	450	33,406	413,348	355,162	768,510
H 2 8	37,805	477	38,282	410,357	344,110	754,467
H 2 9	27,013	461	27,474	373,151	320,024	693,175
H 3 0	20,943	471	21,414	307,012	311,306	618,318
R 元	27,937	426	28,363	314,624	289,566	604,190
R 2	22,917	318	23,235	304,140	295,286	599,426

（出典：環境省資料）

5. 大型獣類（イノシシ・シカ・サル）捕獲数等

（単位：頭）

年 度	登 録 狩 猟		有 害 鳥 獣 捕 獲 + 個 体 数 調 整		
	イノシシ	シ カ	イノシシ	シ カ	サ ル
H 2 1	159,800	157,400	148,900	154,800	16,200
H 2 2	228,300	168,100	248,700	195,000	21,900
H 2 3	169,300	183,600	221,200	231,900	17,800
H 2 4	161,200	193,800	265,400	272,600	25,100
H 2 5	156,700	176,800	296,200	336,500	19,800
H 2 6	174,400	189,900	346,200	398,100	27,200
H 2 7	166,100	168,700	387,600	424,900	25,100
H 2 8	162,700	161,100	457,700	418,200	25,100
H 2 9	143,300	157,800	409,200	443,000	23,200
H 3 0	142,300	142,900	462,600	429,400	23,500
R 元	132,800	137,400	507,800	465,500	—
R 2	123,100	148,700	555,800	526,100	—

（出典：環境省資料）

○備考：数字は十の位で四捨五入したもの

6. 野生鳥獣による農林業被害状況

(1) 農業被害面積

(単位：千ha)

年 度	鳥 類					獣 類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H21	4.9	13.4	1.9	6.4	23.6	12.4	57.1	4.3	4.5	78.3	101.9
H22	4.0	10.2	3.0	4.9	22.1	14.1	63.6	4.8	5.5	88.0	110.1
H23	3.0	9.3	1.5	4.4	18.2	14.3	62.2	4.1	4.8	85.4	103.6
H24	2.6	6.4	2.3	3.6	14.9	12.0	62.3	3.5	4.6	82.4	97.3
H25	2.4	5.9	1.3	3.4	13.0	10.9	48.3	2.7	4.1	66.0	79.0
H26	2.2	5.6	1.7	2.9	12.6	10.6	50.7	2.4	5.0	68.7	81.2
H27	2.2	4.4	1.5	3.2	11.4	9.6	51.2	1.8	7.2	69.5	80.9
H28	1.6	3.7	1.2	2.7	9.2	8.2	42.8	1.6	3.4	56.0	65.2
H29	1.1	3.0	0.9	1.9	6.9	6.7	35.4	1.2	3.0	46.3	53.2
H30	0.8	2.6	0.6	2.3	6.3	5.9	35.8	1.0	2.8	45.5	51.8
R 元	0.7	2.3	0.8	1.7	5.5	5.5	33.8	1.0	2.7	42.9	48.4
R 2	0.7	1.9	0.6	1.6	4.7	5.2	29.7	0.9	3.0	38.7	43.4
R 3	0.4	1.6	0.4	1.3	3.8	4.2	22.1	0.7	2.5	29.5	33.3
R 4	0.4	1.5	0.4	1.2	3.6	3.8	24.0	0.7	2.2	30.6	34.2

(出典：農水省資料)

(2) 農業被害金額

(単位：百万円)

年 度	鳥 類					獣 類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H21	514	2,306	497	1,713	5,030	5,590	7,059	1,649	2,002	16,300	21,331
H22	476	2,287	1,084	1,420	5,267	6,799	7,750	1,854	2,279	18,682	23,949
H23	447	2,209	331	1,235	4,222	6,231	8,260	1,605	2,309	18,405	22,627
H24	393	2,060	650	1,090	4,193	6,221	8,210	1,536	2,804	18,771	22,964
H25	346	1,811	246	1,148	3,551	5,491	7,555	1,315	1,997	16,358	19,909
H26	366	1,732	639	1,048	3,785	5,478	6,525	1,306	2,040	15,349	19,134
H27	365	1,651	471	1,025	3,512	5,133	5,961	1,091	1,951	14,137	17,649
H28	310	1,618	480	1,077	3,485	5,072	5,634	1,031	1,941	13,678	17,163
H29	307	1,470	406	1,017	3,200	4,782	5,527	903	1,974	13,186	16,387
H30	237	1,425	307	928	2,897	4,733	5,410	823	1,915	12,881	15,777
R 元	236	1,329	602	974	3,141	4,619	5,304	860	1,876	12,660	15,801
R 2	213	1,379	391	1,034	3,016	4,553	5,642	855	2,043	13,093	16,109
R 3	190	1,313	345	1,006	2,854	3,910	6,097	752	1,901	12,661	15,516
R 4	171	1,343	364	878	2,755	3,638	6,499	714	1,955	12,807	15,563

(出典：農水省資料)

(3) 森林被害面積

(単位：千ha)

年 度	獣 類					合計
	シカ	カモシカ	クマ	ノネズミ	その他	
H21	4.1	0.4	0.8		0.9	6.1
H22	4.0	0.3	1.2		0.7	6.2
H23	5.7	0.3	1.1	2.0	2.3	9.4
H24	6.5	0.5	0.6	1.2	1.4	9.0
H25	6.8	0.4	0.6	0.8	1.1	8.9
H26	7.1	0.4	0.5	0.6	0.8	8.8
H27	6.0	0.3	0.6	0.7	0.9	7.8
H28	5.6	0.3	0.6	0.5	0.2	7.1
H29	4.7	0.3	0.6	0.6	0.2	6.4
H30	4.3	0.2	0.6	0.7	0.1	5.9
R 元	3.5	0.2	0.4	0.6	0.2	4.9
R 2	4.2	0.2	0.3	0.7	0.3	5.7
R 3	3.5	0.1	0.4	0.7	0.2	4.9
R 4	3.3	0.1	0.5	0.6	0.2	4.6

(出典：林野庁資料)

7. 猟銃等の盗難

(1) 猟銃等の盗難件数

区分 / 年度	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
件 数	1	0	0	1	0	0
丁 数	2	0	0	2	0	0
ライフル銃	1	0	0	0	0	0
散弾銃	1	0	0	0	0	0
空気銃	0	0	0	2	0	0

(2) 実包の盗難状況

区分 / 年度	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
件 数	1	1	2	0	0	0
個 数	471	12	505	0	0	0
ライフル実包	0	0	0	0	0	0
散弾銃実包	471	12	505	0	0	0

(以上出典：警察庁資料)

猟銃や実包の盗難に注意！

- ・ 自宅での猟銃・実包の保管管理にあたっては、**堅固な保管庫に収納し、猟銃と適合実包は同一建物内には保管しない。**
- ・ 保管庫の設置場所は、屋内の部屋に入った時に**目につかない場所**、例えば、押入の中等に保管し、猟銃・実包の保管ロッカーは**丈夫なネジ等でしっかり固定**する。

共済だより

I. 令和5年度の狩猟事故共済保険事業の報告

(1) 発生事故の概要

令和5年度の本会構成員による狩猟事故発生件数（※保険金支払件数とイコールではありません。）は、次ページ以下に詳細な報告がありますが、総数270件と前年度からわずかに減少し、過去5年間で2番目に少ない件数となりました。

その内訳は、他損死亡事故は0件、他損傷害事故が8件となり、そのうち銃器による事故は3件で、誤射と自己不注意が原因でした。

自損傷害事故は合計262件で、前年度より1件減少し、銃器による自損死亡事故は0件となりましたが、病死を含むその他の死亡事故が9件と前年同様、多く発生しました。

自損事故では、つまずきやスリップによる骨折や捻挫等に加え、くくりわなに掛かったイノシシなどに逆襲される事故が引き続き大変多くなっています。

また、クマによる襲撃もここ5年間、二桁の発生件数となっており、後遺障害を伴う重大なケガを負う事故も発生しています。

その他、令和5年度も急性心疾患などによる狩猟行為中の疾病発症による死亡が4件発生しており、いわゆる「シルバー狩猟者」には引き続き、日頃の健康・体調管理が大切なことが実感されます。

令和5年度は、転倒や転落等の事故より獲物の襲撃が増えています。

出猟前の準備運動を入念に行っていただき、足元の装備もしっかりと整えて下さい。

くくりわな猟においては、獲物が掛かった際にワイヤーが切れたり外れたりすることのないよう留意することと、見回りや止め刺しの際は獲物の逆襲に十分な注意が必要です。

錯誤捕獲に伴う放獣時の事故としては、前年同様ニホンカモシカによる事故が3件、その他クマ、アナグマの放獣時の逆襲による事故が発生しています。

カモシカやクマがくくりわなに掛かる例が増えていますが、放獣しようとして単独かつ安易にわなから外すことは絶対に避けることが重要です。

そのような場合には、一人では対処せず、猟仲間や市役所・町村役場等に連絡し、ベテランの方々との協力により安全に対処するようご注意ください。

(2) 共済保険事業内容の概要

令和5年度の共済保険事業の支払件数は226件と前年度に比べて増加し、支払総額も大口の他損傷害事案の支払いが発生し、前年度の46,481千円に比べて52,206千円と増加しましたが、積立金の運用益収入等もあり、概ね健全な状態を維持しつつ事業運営を行っています。

なお、前述のように令和5年度の事故発生件数も減少傾向にはありますが、これまでに発生した他損事故については今後保険金請求が行われますので、今後支払保険金増加の要因となることに留意が必要です。

また、保険金の支給を決定する狩猟事故共済審査委員会は概ね通常通りの開催となったほか、問題がないと考えられる申請案件は委員長専決により対応を行い、保険金支払いが遅れることのないよう努めました。

注意事項

- つまずきやスリップ**には細心の注意！
- くくりわなは、**イノシシやクマ類の「逆襲」**に特に注意！
- 大型獣の錯誤捕獲は、**単独で対処せず必ず仲間や役場等に連絡！**

Ⅱ. 令和5年度事故発生報告件数

* 令和5年4月～令和6年3月までの発生について本会に報告があったもの

1. 総発生件数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
死 亡	9	21	14	13	9
傷 害	347	299	244	261	261
合 計	356	320	258	274	270

2. 他損事故

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
銃 器 死 亡	0	1	0	1	0
銃 器 傷 害	2	5	3	2	3
その他死亡	0	0	0	0	0
その他傷害	5	13	11	8	5
合 計	7	19	14	11	8

3. 自損事故

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
銃 器 死 亡	2	1	0	2	0
銃 器 傷 害	5	8	4	5	2
その他死亡	8	19	14	10	9
その他傷害	334	273	226	246	251
合 計	349	301	244	263	262
(その他死亡の内 病死者)	(4)	(10)	(7)	(5)	(5)

猟銃の事故は、引き続き**暴発**を原因とする事故が発生しました。

特に「脱包の確認」は基本中の基本ですので、よく肝に銘じてください。

また、平成29年度から、大日本猟友会構成員は、**大粒散弾の使用禁止**の措置を実施しています。

シカ・イノシシ猟の際には、必ずライフル弾やスラッグ弾を使用し、はやる心を抑えつつ、**獲物と矢先を十分確認**した上で発砲してください！

Ⅲ. 令和5年度発生事故の原因

1. 他損事故

①銃器による他損死亡事故

銃器死亡事故	年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	誤認・誤射	0	1	0	1	0
	矢先の安全不確認	0	0	0	0	0
	跳 弾	0	0	0	0	0
	暴 発	0	0	0	0	0
	合 計	0	1	0	1	0

②銃器による他損傷害事故

銃器傷害事故	年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	誤認・誤射	1	2	0	0	2
	矢先の安全不確認	0	1	0	1	0
	跳 弾	0	0	1	1	0
	暴 発	1	2	2	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	1
	合 計	2	5	3	2	3

③他損事故の原因・年令・経験別

事 故 原 因	区分		構成員の年令						狩猟経験						被害者		
	死 亡	傷 害	40才以下	41才～50才	51才～60才	61才～70才	71才以上	不 詳	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不 詳	計	猟友	一般人	その他
誤認・誤射		2			2						2			2	2		
矢先の安全不確認														0			
暴 発																	
跳 弾														0			
猟 犬		3				2	1					3		3		2	1
ワ ナ		1					1					1		1	1		
そ の 他		2		1			1				1	1		2	2		
合 計	0	8	0	1	2	2	3	0	0	0	3	5	0	8	5	2	1

2. 自損事故

①銃器による自損事故

銃器自損事故	年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	暴 発	3	2	2	5	1
	跳 弾	1	1	0	0	0
	発砲の衝撃音	0	1	0	1	0
	そ の 他	3	5	2	1	1
	合 計	7	9	4	7	2

②銃器以外の自損事故

銃器以外の自損事故	年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	転倒、転落等	141	143	110	112	117
	獲物の襲撃	101	72	68	74	88
	その他不注意	56	50	42	47	41
	猟犬・ダニ等	28	13	13	17	7
	(病 死)	4	10	7	5	5
	そ の 他	12	4	0	1	2
	合 計	342	292	240	256	260

③獲物等の襲撃による事故（獣別）

獲物別襲撃事故	年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	イノシシ	68	51	44	49	65
	シ カ	13	7	6	8	8
	ク マ	15	13	12	10	10
	そ の 他	5	1	6	7	5
	合 計	101	72	68	74	88

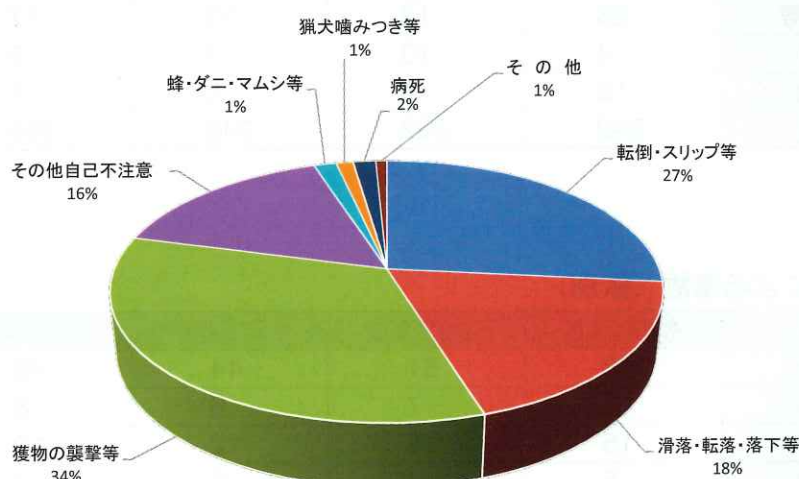
④銃器による自損事故の原因・年令・経験別

	程度		構成員年令					狩猟経験					計
	死 亡	傷 害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
事 故 原 因													
暴 発		1					1				1		1
跳 弾													0
発砲の衝撃音													0
射 撃													0
そ の 他		1			1				1				1
合 計	0	2	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	2

⑤銃器以外の自損事故の原因・年令・経験別

事故原因	程度		構成員年令					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
転倒・スリップ等		69		8	8	11	42	13	7	3	45	1	69
滑落・転落・落下等	2	46	3	4	10	10	21	9	6	8	25		48
獲物の襲撃等	1	87	3	9	7	17	52	10	24	8	41	5	88
その他自己不注意		41	1	6	4	11	19	5	11	5	19	1	41
蜂・ダニ・マムシ等		4					4			1	3		4
猟犬噛みつき等		3		2			1	1	1	1			3
病死	5						5				5		5
その他	2		1			1		1			1		2
合計	10	250	8	29	29	50	144	39	49	26	138	7	260

銃器以外の自損事故の原因



⑥獲物等の襲撃事故の獣・年令・経験別発生件数

事故原因	程度		構成員年令					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40才以下	41～50才	51～60才	61～70才	71才以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
イノシシ		69	2	7	5	13	42	8	19	7	30	5	69
シカ		10		2	1	2	5	2	1		8		11
クマ	1	7	1		1	1	4		3	1	3		7
その他		1				1	1				1		1
計	1	87	3	9	7	17	52	10	23	8	42	5	88

IV. 令和5年度発生事故の事例

(1) 銃器関連 他損死亡事故 該当無し

(2) 銃器関連 他損傷害事故

番号	事故発生月	発生時刻	年齢	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故概要
1	R4.4	12:25	56	13	有害	クマ	誤射	穴の中から飛び出してきたクマが被害者に襲い掛かり、加害者が熊を狙って発砲した弾が逃げようとしていた被害者に当たってしまった。
2	R5.1	7:17	50	12	狩猟	キジ	自己不注意	車から出て撃とうとした時にキジに気づかれ、車の中に隠れた際体勢が崩れて助手席に座っていた被害者に当たってしまった
3	R5.2	15:30	57	17	狩猟	キジ	誤射	飛び立つキジに向けて散弾銃を発砲したところ、一緒に猟をしていた被害者に当たってしまった

(3) 銃器以外 他損傷害事故

番号	事故発生月	発生時刻	年齢	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故内容
1	R4.4	11:25	67	42	有害	シカ イノシシ	犬噛付き	離れた猟犬5頭のうち、4頭が林道に出て麓方向に走っていき、道の下で女性に噛付いて負傷させたもの
2	R4.8	9:25	76	56	有害	イノシシ	猪逆襲	止め差し方法を検討していた所、イノシシがワイヤーを切って近くで様子を見ていた被害者に噛付き負傷させた
3	R4.11	11:30	72	52	狩猟	?	犬噛付き	猟後、猟犬が村に入っていく、飼い犬と犬の飼い主に噛付き負傷させたもの
4	R5.1	10:05	72	38	狩猟	シカ	自己不注意	被害者が山林整理中、シカ捕獲用のくくりわなを踏みつけて負傷したもの
5	R5.3	12:50	66	46	有害	イノシシ	犬噛付き	放した猟犬が被害者のヤギにかみついたもの

(4) 銃器関連 自損死亡事故 該当無し

(5) 銃器関連 自損傷害事故

番号	事故発生月	発生時刻	年齢	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故内容
1	R4.12	17:50	74	51	狩猟	?	銃暴発	銃弾を装填していたのを失念し、点検をしていたところ誤って引き金に指が引っ掛かり暴発、負傷したもの
2	R5.3	17:00	57	7	有害	シカ	自己不注意	ぐらつきを防ぐために手を銃の先台前方に添え、後方を柵の上に設置し発砲した際、衝撃により指を挟まれたのか、小指に裂傷を負ったもの

(6) 銃器以外 自損死亡事故

番号	事故発生月	発生時刻	年齢	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故内容
1	R4.5	12:00	77	50	有害	イノシシ	疾病	わなの見回り中、車へ戻る途中で倒れたと思われる。(死因は肺気腫)
2	R4.10	13:30	74	46	有害	?	滑落	グループで猟中に連絡が取れなくなり、捜索したところ心肺停止状態で発見された
3	R4.10	9:00	80	6	有害	イノシシ	熊逆襲	わなの見回り中、くくりわなで錯誤捕獲したクマに襲われて死亡。
4	R4.11	7:40	65	30	狩猟	カモ	不明	カモ狩猟中、途中で軽トラックに戻りその後車内で死亡しているのが発見された
5	R4.11	9:30	75	49	狩猟	シカ イノシシ	疾病	猟中に連絡が取れなくなり、待ち場で倒れているのが発見され、その後死亡が確認された
6	R4.12	12:00	72	50	有害	?	疾病	猟後集合場所に現れなかったために探したところ、心肺停止で倒れているのが発見された
7	R5.1	13:30	29	2	狩猟	カモ	溺死	1月23日に事故が発生したと思われる、2月25日にカニ漁の網に引っ掛かっているところを発見された。
8	R3.11	12:00	86	50	狩猟	カモ	疾病	単独でカモ猟をしていたが、その後車の近くに倒れていたところを発見され死亡が確認された
9	R5.3	15:17	77	8	狩猟	イノシシ	滑落	わなにかかったイノシシを止め差し後、自分の畑に戻る途中に崖から5m下の沢に滑落した。

(7) 銃器以外 自損傷害事故

番号	事故発生月	発生時刻	年齢	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故内容
1	R4.4	8:15	56	9	有害	イノシシ	猪逆襲	わなにかかった猪に止め差しをしようとした所、ワイヤーを切って突進され、負傷したもの
2	R4.9	15:00	50	23	有害	イノシシ	猪逆襲	巻狩り中、犬に追い立てられた猪に突進されて転倒し負傷したもの
3	R4.11	11:00	33	7	有害	シカ イノシシ	熊逆襲	有害駆除中に熊に遭遇し、発砲をしたが熊が最後の力を振り絞って噛みついてきたために負傷したもの
4	R4.11	10:45	48	23	指定管理	シカ	鹿逆襲	わなにかかった鹿を処分していたところ、角で刺されて負傷したもの
5	R4.12	15:30	49	10	狩猟	イノシシ	熊逆襲	半矢にした猪を捜索中、見つけた穴から熊が飛び出してきたために驚いて転倒し負傷したもの
6	R4.12	16:00	63	5	狩猟	イノシシ	猪逆襲	わなにかかった猪の足が切れて襲い掛かられ負傷したもの
7	R5.1	10:00	43	6	狩猟	シカ	鹿逆襲	わなで捕獲された鹿に止め差しを行うために近づいた所、突進されて角が足に刺さり負傷したもの
8	R5.2	14:00	40	6	狩猟	イノシシ	猪逆襲	巻き狩り中、発砲した猪に突進されて牙で突かれるなどして負傷したもの
9	R5.2	7:30	55	8	有害	イノシシ	猪逆襲	わなの発信機が鳴ったため、仕掛けた場所へ向かっていた所、ワイヤーを切った猪に襲われ負傷したもの
10	R5.4	14:30	63	27	指定管理	イノシシ	転落	わなに向かう途中、丸太橋を渡ろうとした所足を滑らせて落下し、負傷したもの

狩猟事故共済普通保険約款

第1条(趣旨)

- 1 この保険は、一般社団法人日本猟友会(以下、「本会」という。)が定款第3条の規定の趣旨に基づき、本会の構成員の相互扶助の理念に即し、構成員の生活の安定と福祉の増進のため、狩猟事故による損害に備えるものである。
- 2 本会は、いかなる場合であっても、保険金の給付によって被保険者が金銭的利益を得るような共済は行わない。

第2条(用語の定義)

本約款において使用する用語は、それぞれ以下の定義に従うものとする。

- (1) 会員
本会の承認を受けた都道府県を1区域として設立する都道府県狩猟団体
- (2) 構成員
本会の会員である都道府県狩猟団体に属し、当団体を通じ本会の定める構成員納入金(本保険掛金を含む。)を納入した者
- (3) 被保険者
本保険の補償の対象となる者をいい、保険契約者のことを指す。
- (4) 保険期間
本会が保険責任を負う期間をいい、保険期間の詳細は第3条に定める。
- (5) 狩猟行為
次に掲げる行為をいう。
ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「法」という。)に定める狩猟期間中に行う法定猟法による狩猟鳥獣の捕獲等の行為
イ 法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣の捕獲等の行為
ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する指定管理鳥獣の捕獲等の行為
- (6) 狩猟行為中
前号に掲げる狩猟行為を行っている間で、猟場(狩猟を行うとする場所)に足を踏み入れてから猟場を離れるまでを指し、猟場での獲物の運搬・解体並びにわな猟・網猟の場合のわな・網の設置及び設置後の見回り時を含み、猟場以外での交通乗用具利用時は含まない。また、前号イ及びウに掲げる行為に限り、関係行政機関からの依頼・要請・指示による事前の「見切り」を含む。
- (7) 狩猟者登録
法に基づき、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事に申請し登録すること
- (8) 審査委員会
本会内に設置する専門委員会である狩猟事故共済審査委員会

第3条(保険期間)

- 1 保険期間は、被保険者が狩猟免許の交付を受けた都道府県ごとに、次の1年間とする。
 - (1) 北海道 10月1日から翌年の9月30日まで
 - (2) 青森県、秋田県及び山形県 11月1日から翌年の10月31日まで
 - (3) その他の都道府県 11月15日から翌年の11月14日まで
- 2 特例として、新規保険加入者に限り、次の期間に起きた事故についても本保険の給付対象とする。
 - (1) 他の都道府県に狩猟登録を行い、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合
 - (2) 放鳥獣猟区(法第68条第2項第4号に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区をいう。)において、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合
 - (3) 法第7条の規定に基づき、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画を立て、法施行規則第9条に定める捕獲等をする期間より前に始期を設定した都道府県に狩猟者登録を行い、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合

第4条(保険金の支払事由)

1 他損事故保険金

被保険者が狩猟行為中又は銃刀法に基づく指定射撃場(以下、「指定射撃場」という。)における射撃練習中の事故(第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者が飼育・使用する猟犬及び被保険者が設置したわな等にかかった動物による咬刺傷等を含む。)において、もしくは第1種銃猟構成員である被保険者については、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担したとき(以下、「他損事故」という。)は、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。ただし、公務員又はそれに準じる者であって、公務として従事する狩猟行為中の事故については、法令等に基づいて国又は地方公共団体から賠償又は補償が行われた場合は、保険金の全部又は一部を支給しない。(以下、この条について同じ。)

2 自損事故保険金

被保険者が狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中の事故(第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者が飼育・使用する猟犬、野生鳥獣、わな等にかかった動物及びマムシ・スズメバチ等の有毒生物による咬刺傷等を含む。)、もしくは第1種銃猟構成員である被保険者については、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故により、被保険者自身の生命又は身体を害したとき(以下、「自損事故」という。)は、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。

3 狩猟行為関連疾病死亡保険金

被保険者が狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中に発症し30日以内に死亡したとき、あるいは、狩猟行為中の受傷や野生鳥獣との接触等に起因する疾病(ただし、捕獲した野生鳥獣を食したことに起因する感染症等は含まない。)により発症から180日以内に死亡したときは、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。

第5条(支払う保険金の額-他損事故保険金)

1 他損事故による死亡

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、被害者が死亡したときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。

2 他損事故による傷害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与えたときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。

3 他損事故による後遺障害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、その直接の結果としてその他人が後遺障害を残したときは、別表1により決定される等級ごとの金額を、前項で算定した金額に付加して給付する。

4 被害者が親族の場合の事故

前3項の規定にかかわらず、被害者が被保険者と同居及び家計を共にする親族の場合には、第6条第1項から第3項の自損事故保険金として定める基準により算定した損害額を保険金として給付する。

5 係争等にかかる弁護士費用

第1項から第3項の事故に関し、係争等に係る弁護士費用等は、保険金の限度額の範囲内で、当該事故に係る保険金に加算することができる。

6 支払保険金の限度額

第1項から第3項及び第5項の給付は、傷害を受けた他人1名ごとに合算して4,000万円を限度とする。第4項の給付の場合には、傷害を受けた者1名ごとに合算して300万円を限度とする。

第6条(支払う保険金の額-自損事故保険金)

1 自損事故による死亡

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、事故のあった

日から180日以内に死亡したときは、300万円を保険金として給付する。

2 自損事故による傷害

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、その傷害が原因で通算7日以上通院又は入院したときは、180日を限度として、その日数(ただし、傷害を被った部位及びその症状に応じて別表2に定める日数を限度とする。)に1日につき3,000円(ただし、整骨院、接骨院、鍼灸院等への通院については1日につき1,500円)を乗じて算定した金額を保険金として給付する。

3 自損事故による後遺障害

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、その直接の結果として後遺症を残したときは、別表3に定める区分に従って保険金を給付する。

4 支払保険金の限度額

第1項から第3項の給付は、1回の事故につき合算して300万円を限度とする。

5 他の身体の障害又は疾病の影響による減額

被保険者が第4条第2項の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害又は疾病の影響により、もしくは、同項の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した身体の障害又は疾病の影響により傷害が重大となった場合には、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払う。

6 治療を怠ったことによる減額

正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、もしくは被保険者又は保険金を受け取る者が治療をさせなかったことにより第4条第2項の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払う。

第7条(支払う保険金の額・狩猟行為関連疾病死亡保険金)

被保険者が第4条第3項に定める疾病により死亡したときは、次の金額を保険金として給付する。

- (1) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中に発症した持病等に起因する疾病により30日以内に死亡したとき 20万円
- (2) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中の受傷等や野生鳥獣との接触等に起因する疾病(捕獲した野生鳥獣を食したことに起因するものは除く。)により180日以内に死亡したとき 100万円

第8条(保険金を支払わない場合)

次の各号の事由によって生じた事故については、本会は保険責任を負わない。

- (1) 被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故
- (2) 法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故
- (3) 法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故
- (4) 被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けずに鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故
- (5) 被保険者が銃刀法に定める許可(以下「所持の許可」という。)を受けずに所持する銃器によって生じた事故
- (6) 被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故
- (7) 狩猟行為に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中(銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。))に起因する他損事故を除く。)の事故
- (8) 地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故
- (9) 第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者の飼育・使用する猟犬の咬傷等による事故のうち、当該猟犬による事故に関し過去に保険金の給付を行っているもの

第9条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

- 1 本会で保険金を支払う第4条第1項の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算定した支払責任額の合計額が損害額以下のときは、当会はこの保険契約の支払責任額を支払保険金の額とする。

- 2 第1項に定める支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当該事故による損害額をそれぞれの保険契約のてん補限度額の割合によって算定した金額を本会の支払責任額とする。ただし、この保険契約の保険金額を限度とする。

第10条(保険料の払込方法等)

当保険の申込については、本会の構成員が、都道府県狩猟団体を通じて現金の一括払いにより構成員納入金を払い込むことにより、当保険の保険料を払い込んだものとする。保険料を払い込んだ構成員には、保険契約者証等を交付する

第11条(詐欺による取消)

保険契約の締結に際して、被保険者又は保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、本会は、審査委員会の決定に基づき、保険契約を取り消すことができる。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻さない。

第12条(不法取得目的による無効)

被保険者が保険金を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とする。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻さない。

第13条(告知義務)

保険契約締結の際、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、申込書又は告知書において本会が告知事項として質問した事項については、被保険者はその書面により告知することを要する。

第14条(通知義務)

被保険者は、保険契約の締結後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、所属する都道府県狩猟団体を通じて、遅滞なく本会に通知しなければならない。

- (1) 都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき
- (2) 住所又は通知先を変更したとき

第15条(告知義務違反による解除)

- 1 被保険者が第13条の規定により本会が告知を求めた事項について故意又は重大な過失により事実を告げなかった場合、あるいは、事実でないことを告げた場合には、本会は将来に向かって保険契約を解除することができる。
- 2 この場合、本会は保険金の支払事由が生じた後でも保険契約を解除することができ、保険金を支払わない。また、すでに保険金を支払っていた場合には、その全額の返還を請求することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかった場合には、保険金を支払う。
- 4 保険契約の解除は、被保険者に対する通知により行う。

第16条(告知義務違反による解除ができない場合)

本会は、次のいずれかの場合には、前条の規定による解除をすることができない。

- (1) 本会が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていた場合又は過失により知らなかった場合
- (2) 本会のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下、「保険媒介者」という。)が、保険契約者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げた場合
- (3) 保険媒介者が、保険契約者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないこと又は事実でないことの告知をすることを勧めた場合
- (4) 本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過した場合
- (5) 保険契約が初年度契約の契約日から起算して2年を超えて有効に継続した場合

第17条(重大事由による解除)

- 1 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、保険契約を将来に向けて解除することができる。

- (1) 被保険者が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合
- (2) 保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合

(3) この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由があった場合

2 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができる。この場合、前項各号の事由の発生時以後に支払事由が生じていた場合には保険金を支払わない。また、既に保険金を支払っていた場合には、その返還を請求することができる。

3 本条による解除は、被保険者に対する通知によって行う。

第18条(受益資格の得喪)

被保険者は、都道府県狩猟団体を通じて構成員納入金を納入したときにこの保険契約による補償を受ける資格(以下、「受益資格」という。)を取得し、構成員資格を喪失したときに受益資格を喪失する。ただし、構成員資格喪失の理由が第6条に定める自損事故又は第7条に定める疾病死亡のときはこの限りでない。

第19条(保険契約の解約)

被保険者は、次の各号に該当する場合には、所定の書類により請求することで将来に向かって保険契約を解約することができる。

(1) 狩猟免許の取消、効力の停止、失効

(2) 狩猟者登録の抹消、取消

第20条(保険料の返戻)

前条の規定により保険契約を解約した場合には、既に払い込まれた保険料から、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻する。

第21条(損害防止義務)

被保険者は、事故が発生したときは、損害の拡大を防止しこれを軽減する義務を負い、故意又は重大な過失によってこれを怠った場合には、本会は保険責任を負わないことがある。

第22条(事故発生概況報告)

1 被保険者又はその遺族は、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、都道府県狩猟団体の長を経由して、事故発生概況報告書を提出しなければならない。ただし、被保険者の事故による重度の受傷等により提出が著しく困難である場合はその限りではない。

2 被保険者又はその遺族が正当な理由なく前項の報告を怠った場合は、本会は保険金支払の責に任じないことがある。

第23条(保険金の請求)

1 被保険者又はその遺族が保険金を請求する場合には、事故発生後1ヶ年以内に、別表4に定める書類及び本会が必要に応じて求めるその他の書類を提出しなければならない。

2 被保険者が意識不明等により請求することができない場合には、その成年後見人からの請求により成年後見人に保険金を支払うことができる。成年後見人からの請求が困難な場合には、その遺族に当たる全員が連署した書面により選任した代表者が請求できるものとし、この場合、別表4に定める書類のほか、本会が必要に応じて求める書類を提出しなければならない。

3 被保険者に本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合の他損害事故保険金の請求については、当該損害保険会社から必要書類を添付の上請求することができるものとする。

第24条(保険金の支払時期等)

1 本会は、保険金の請求をうけたときは、審査委員会で共済金の給付額を裁定し、当該請求書を受理した日から原則として90日以内に、被保険者、その遺族、遺族の代表者又は成年後見人(以下、「被保険者等」という。)の指定する預貯金口座への振込みにより保険金を支払う。

2 前項の裁定をするため特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、確認が必要な事項及びその裁定を終えるべき時期を被保険者等に対して通知するものとする。

3 前項の照会又は調査に際し、被保険者等が正当な理由なく当該確認を妨げ、もしくはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含む。)には、これにより確認が遅

延した期間については、第1項の期間に算入しないものとする。

4 前条第3項の損害保険会社による請求によらず、被保険者自らの請求による他損害事故保険金を被保険者に支払う場合には、当該被保険者の被害者に対する事故賠償金の支払いを確認した上でこれを行うものとする。

第25条(保険金支払後の保険契約)

第5条により支払う保険金の額が限度額に到達した場合でも、保険契約は消滅しない。

第26条(保険契約の更新)

1 本会は、被保険者に対して、保険期間満了日までに更新前契約の満了及び更新について通知する。

2 被保険者は、契約を更新しない場合又は契約内容の変更(第13条に定める告知事項の変更を含む。)を求める場合には、保険期間満了日までに本会へ通知しなければならない。

3 被保険者から前項の通知がなく更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合には、保険期間満了日の翌日を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新する。

4 更新後の契約については、更新日における普通保険約款その他の規定及び保険料率を適用する。

5 本条の規定により保険契約を更新したときは、被保険者に対して保険契約者証等を交付する。

第27条(更新時における保険料の増額又は減額等)

1 本会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険契約の更新に際して、行政庁の認可を得て次の変更を行うことがある。

(1) 保険料を増額し又は保険金額を減額すること

(2) 保険契約の更新を行わないこと

2 前項に定める契約条件の変更を行う場合には、その内容に関して特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了日の2ヶ月前までに被保険者に通知する。

第28条(保険金の減額等)

1 第4条第1項に定める他損事故の被害者が第1種又は第2種銃猟構成員である際に、狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中において当該被害者に本会の安全狩猟ベスト・帽子の双方又は一方を着用していなかった順守義務違反が認められる場合には、第8条の事由に該当しない場合であっても、審査委員会の裁定により支払うべき保険金の額の5%の額を上限として減額することができる。

2 第4条第1項又は第2項の事故の際に、第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者に次の順守義務違反が認められる場合は、別表5により、被保険者又は保険金請求者である損害保険会社に支払うべき保険金の減額、もしくは、被保険者に対して被害者に支払うべき事故賠償金の一部に相当する本人負担金の請求をすることができる。

(1) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中において、本会の安全狩猟ベスト・帽子の双方又は一方を着用していなかった場合

(2) 狩猟行為中に、大粒散弾(6粒～15粒/弾)を使用した場合

第29条(保険期間中の保険料の増額又は保険金の削減)

1 本会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険期間中において、行政庁の認可を得て保険料を増額又は保険金額を減額する変更を行うことがある。

2 前項に定める契約条件の変更を行う場合には、その内容に関して特別の事情がある場合を除き、行政庁の認可取得後直ちに、その対象となる被保険者に通知する。

3 保険金給付に充当すべき額は、行政庁の認可を得てこれを定め、この普通保険約款に基づき給付する保険金の給付総額は、保険期間を通じ責任準備金の額をもって限度とする。

第30条(保険金の裁定についての異議申立)

1 保険金の裁定に不服のある被保険者等は、裁定通知を受けた日から30日以内に本会に対し異議の申し立てを行い、再審査を請求することができる。

2 本会は、審査委員会において異議の申立理由の存否を判断し、理由がなければ棄却し、理由があれば再度保険金の給付の有無及びその金額を裁定しなければならないものとする。

第31条(保険金請求権時効)

被保険者等は、事故が発生したときは、事故のあった日から1年以内に保険金の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、事故のあった日から3年間に限り保険金を請求することができるものとし、3年を経過した場合には保険金を請求する権利を失い、本会は保険責任を負わないものとする。

第32条(再請求についての制限)

被保険者等は、同一の事故について2回以上保険金を請求することはできない。

第33条(保険金の給付順位)

- 1 被保険者が第6条の事故又は第7条の疾病により死亡したときは、保険金はその遺族が請求しかつ受領する。
- 2 遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

第34条(受給権の処分禁止)

- 1 被保険者等は、給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供することはできない。
- 2 前項の規定に違反しこれを譲り渡し又は担保に供しても、これをもって本会に対抗することができないものとする。

第35条(被保険者相互の事故)

被保険者相互の事故については、損害賠償金を支払う義務を有する被保険者又はその代理人である損害保険会社のみが保険金を請求することができるものとする。

第36条(訴訟の提起)

保険金給付に関する訴訟についての第一審受訴裁判所は、東京地方裁判所とする。

第37条(準拠法)

本普通保険約款に規定のない事項は、関係法令によるものとする。

附 則(令和元年6月18日)

この変更約款は、令和元年9月15日から適用する。

附 則(令和元年8月23日)

この変更約款は、令和元年9月15日から適用する。

附 則(令和5年8月21日)

この変更約款は、令和5年10月1日から適用する。

■別表1 後遺障害給付基準(他損)

等級	後遺障害	てん補限度額
第1級	1 両眼が失明したもの	4,000万円
	2 咀嚼及び言語の機能を廃したものの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	5 両上肢を肘関節以上で失ったもの	
	6 両上肢の用を全廃したもの	
	7 両下肢を膝関節以上で失ったもの	
	8 両下肢の用を全廃したもの	
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	3,552万円
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	5 両上肢を手関節以上で失ったもの	
	6 両下肢を足関節以上で失ったもの	
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	3,134万円
	2 咀嚼又は言語の機能を廃したものの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	5 両手の手指の全部を失ったもの	
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの	2,746万円
	2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力を全く失ったもの	
	4 1上肢を肘関節以上で失ったもの	
	5 1下肢を膝関節以上で失ったもの	
	6 両手の手指の全部の用を廃したもの	
	7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	

第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	2,358万円
	2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	4 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	5 1下肢を足関節以上で失ったもの	
	6 1上肢の用を全廃したもの	
	7 1下肢の用を全廃したもの	
	8 両足の足指の全部を失ったもの	
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの	2,000万円
	2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	5 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの	
	6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	8 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指を失ったもの	
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	1,672万円
	2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	6 1手の拇指及び示指を失ったもの又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの	
	7 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの	
	8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	9 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	10 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	11 両足の足指の全部の用を廃したもの	
	12 外貌に著しい醜状を残すもの	
	13 両側の睾丸を失ったもの	
第8級	1 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの	1,344万円
	2 脊柱に運動障害を残すもの	
	3 1手の拇指を含み2の手指を失ったもの	
	4 1手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの	
	5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの	
	6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	8 1上肢に仮関節を残すもの	
	9 1下肢に仮関節を残すもの	
	10 1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	1,044万円
	2 1眼の視力が0.06以下になったもの	
	3 両眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	
	7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	9 1耳の聴力を全く失ったもの	
	10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することのできる労務が相当な程度に制限されるもの	
	12 1手の拇指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は拇指及び示指以外の3の手指を失ったもの	
	13 1手の拇指を含み2の手指の用を廃したもの	
	14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	
	15 1足の足指の全部の用を廃したもの	
	16 外貌に相当な醜状を残すもの	
	17 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの	806万円
	2 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの	
	3 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	4 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	

第10級	5	1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	806万円
	6	1 手の示指を失ったもの又は拇指及び示指以外の2の手指を失ったもの	
	7	1 手の拇指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの	
	8	1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの	
	9	1 足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの	
	10	1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	11	1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	598万円
	1	両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	
	2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3	1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	4	10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	5	両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	6	1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	7	脊柱に奇形を残すもの	
	8	1 手のなか指又はくすり指を失ったもの	
	9	1 手の示指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の2の手指の用を廃したもの	
	10	1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの	
	11	胸腹部臓器に障害を残すもの	
第12級	1	1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	418万円
	2	1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3	7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	4	1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	5	鎖骨、肋骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの	
	6	1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	7	1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	8	長管骨に奇形を残すもの	
	9	1 手のなか指又はくすり指の用を廃したもの	
	10	1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの	
	11	1 足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの	
	12	局部に頑固な神経症状を残すもの	
	13	外貌に醜状を残すもの	
第13級	1	1 眼の視力が0.6以下になったもの	268万円
	2	1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
	3	両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	
	4	5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	5	1 手の小指を失ったもの	

第13級	6	1 手の拇指の指骨の一部を失ったもの	268万円
	7	1 手の示指の指骨の一部を失ったもの	
	8	1 手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの	
	9	1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの	
	10	1 足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの	
	11	1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指を廃したもの	
第14級	1	1 眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	150万円
	2	3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	3	1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	4	上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	5	下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	6	1 手の小指の用を廃したもの	
	7	1 手の拇指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	
	8	1 手の拇指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの	
	9	1 足の第3の足指以外の1又は2の足指の用を廃したもの	
	10	局部に神経症状を残すもの	

(上記表中用語：拇指→おや指 示指→ひとさし指)

【補足】

- 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 手指を失ったものとは、拇指は指関節、その他の手指は第1関節以上を失ったものをいう。
- 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、または中手指関節もしくは第1指関節(拇指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中足指関節もしくは第1指関節(第1の足指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
- 身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合には、等級を次の通り繰り上げる。
 - 第13級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害1級を繰り上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する共済金額の合算額が繰り上げ後の後遺障害の共済金額を下回るときは、前記合算額を採用する。
 - 第8級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害2級を繰り上げる。
 - 第5級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害3級を繰り上げる。
- 既に身体障害のあった者がさらに同一部位について障害の程度を加重したときは、加重後の等級に應ずる共済金額から既にあった障害の等級に應ずる共済金額を控除した金額を共済金額とする。

■別表2 部位症状別給付限度日数(自損)

	部 位 (単位:日)											
	頭 部	顔 面 部				頭 部	胸部、腹部、背部、腰部又は臀部		上 肢		下 肢	
		眼、耳、歯牙を除く顔面部	眼	耳	歯 牙		胸部・腹部・肋骨・肩甲骨	背部・腰部・臀部(含、腸骨)	手指を除く上肢	手 指	足指を除く下肢	足 指
症 状	打撲、ねん挫、挫傷、擦過傷、筋・腱の不全断裂	11	21	21	11	—	11	11	11	11	11	11
	挫創又は挫減創(含、動物による咬傷)	21	21	—	21	—	21	21	21	21	21	21
	骨折又は脱臼	90	32	—	—	—	90	32	90	53	32	63
	欠損又は切断	—	32	—	21	11	—	—	90	32	105	45
	筋又は腱の断裂(完全に切断された状態)	—	—	—	—	—	—	—	53	32	53	21
	神経(脊髄を除く)の損傷又は断裂	180	63	90	—	—	105	—	105	53	32	53
	脊髄の損傷又は断裂	—	—	—	—	—	180	—	180	—	—	—
	頭蓋内の内出血又は血腫もしくは眼球の内出血又は血腫	90	—	32	—	—	—	—	—	—	—	—
部 位	臓器の損傷又は破裂もしくは鼓膜、眼球の損傷又は破裂	—	—	45	21	—	—	90	—	—	—	—

(注1)表中の各症状に該当しない傷害又は治療の実態と著しく乖離している日数については、審査委員会にて個別案件ごとに検討する。

(注2)同一事故により複数の傷害を負った場合は、最も多い日数に該当する症状及び部位を適用する。

■別表3 後遺障害給付基準(自損)

区 分	てん補限度額 (万円)
1. 眼の障害	
(1)両眼が失明したとき	300
(2)片目が失明したとき	180
(3)片目の視力が著しく低下したとき	15
2. 耳の障害	
(1)両耳の聴力を全く失ったとき	240
(2)片耳の聴力を全く失ったとき	90
(3)片耳の聴力が著しく低下したとき	15
3. 鼻の障害	
(1)鼻の機能に著しい障害を残すとき	60
4. 咀嚼、言語の障害	
(1)咀嚼又は言語の機能を全く失ったとき	300
(2)咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき	105
5. 外貌(顔面、頭部、頸部)	
(1)外貌に著しい醜状を残すとき	45
(2)外貌に醜状(顔面においては直径2cm瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)を残すとき	9
6. 脊柱の異常	
(1)脊柱に著しい変形又は著しい運動障害を残すとき	120
(2)脊柱に運動障害を残すとき	90
(3)脊柱に変形を残すとき	45
(4)椎骨の圧迫骨折により脊柱に変形を残すとき	15
7. 腕(手関節より上部)、脚(足関節より上部)の障害	
(1)1腕又は1脚を失ったとき	180
(2)1腕又は1脚の3大関節中2関節以上の機能を全く廃したとき	150
(3)1腕又は1脚の3大関節中1関節以上の機能を全く廃したとき	105
(4)1腕又は1脚の機能に障害を残すとき	15
8. 手指の障害	
(1)1手の拇指を指関節より上部で失ったとき	60
(2)1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	30
(3)拇指以外の1指を第2指関節より上部で失ったとき	24
(4)拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	15
9. 足指の障害	
(1)1足の第1足指を趾関節より上部で失ったとき	30
(2)1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	24
(3)第1足指以外の1足指を第2趾関節より上部で失ったとき	15
(4)第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	9
10. その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき	300
11. 上記1.から10.以外の障害であって、残された症状が将来においても回復できない重大な障害に至ったもの、又は身体の一部の欠損については、医師の診断書等により慎重に審査し、決定する。	—

■別表4 保険金請求書類

請求する保険金の種類	必 要 書 類
他損害事故保険金	[被保険者が請求する場合] ・保険金請求書 ・医師診断書 ・被害者の診療明細書 ・所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の事故証明書 ・狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・鳥獣捕獲行為中の事故の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事故の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・猟銃による事故の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・被害者の事故発生時の前年度における所得を証する書類 ・被害者が死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書及び死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・猟犬の咬傷等による場合は、当該猟犬の登録証明書又は鑑札の写し ・事故の状況を証する写真 [損害保険会社が請求する場合] ・別途定める保険金請求書及び添付書類
自損事故保険金	・保険金請求書 ・医師診断書(原則として通院又は入院の通算日数が30日を超える場合に限る。) ・病院等が発行する通院又は入院に関する証明書又は医療費支払いに関する領収証等の写し ・所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の事故証明書 ・狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・鳥獣捕獲行為中の事故の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事故の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・猟銃による事故の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書及び死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・猟犬の咬傷等による場合は、当該猟犬の登録証明書又は鑑札の写し ・事故の状況を証する写真
狩猟行為関連疾病死亡保険金	・保険金請求書 ・死亡診断書(疾病と死亡との関係を明らかにするもの) ・死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の証明書 ・狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・鳥獣捕獲行為中の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・指定管理鳥獣捕獲等事業の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・猟銃による狩猟行為中の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・疾病発症や動物による咬傷等の状況を証する写真

■別表5 保険金から減額する又は請求できる本人負担金の金額

順守義務違反の内容	減額又は請求できる金額
大日本猟友会安全狩猟ベスト・帽子の双方を着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額(ただし、自損事故の場合は10万円、他損事故の場合は200万円を限度とする。)
上記帽子を着用し、ベストを着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額の70%(同上)
上記ベストを着用し、帽子を着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額の30%
大粒散弾を使用した場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額(ただし、他損事故の場合は200万円を限度とする。)

重要事項説明書

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が狩猟中等の対象事故により、他人に怪我をさせた場合や、自身が負傷した場合、あるいは狩猟中の疾病により死亡した場合等に共済保険金をお支払いします。

(2) 補償内容

*本共済保険はその趣旨等から、「狩猟行為中」の事故に補償対象を限定しているなど、支払可否や支払基準、支払方法等について損害保険会社のハンター保険等とは相違がある場合があります。

①<他損事故>被保険者が狩猟行為中(射撃練習を含む。以下同じ)の事故(第1種狩猟登録者である被保険者については銃器の暴発に起因する事故を含む。以下同じ)において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

②<自損事故> 被保険者が狩猟行為中の事故において、自身の生命・身体を害したとき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

*事前の「見切り」(下見)は、狩猟行為中とは見なされません。(但し、有害捕獲に関わる行政からの依頼・要請・指示を受けた場合を除く。)

*猟場以外(処理場、解体作業場等や林道などの公道上等)での事故は、狩猟行為中とは見なされず、支払対象とはなりません。

*傷害保険金の認定(給付対象)日数は、実際の入通院実績等に応じますが、受傷部位と症状による限度があります。

③<狩猟中疾病死亡> 被保険者が狩猟行為中に、事故以外の原因により発症し30日以内に死亡したとき、又は狩猟中の行為に起因する疾病により180日以内に死亡したときに保険金をお支払いします。

④【保険金をお支払いできない主な場合】 次のいずれかの事由によって生じた事故については、本会は、保険金をお支払いしません。

a) 被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故

b) 法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故

*公道上での発砲による事故は支払対象とはなりません。

c) 法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故(鳥獣捕獲許可を受けた場合を除く。)

d) 被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けないで鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故

*行政機関からの要請・依頼等による緊急捕獲活動時の事故については、その要請・依頼等の事実を証する書面の提出が必要です。

e) 被保険者が銃刀法に定める許可(以下、「所持の許可」という。)を受けないで所持する銃器によって生じた事故

f) 被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故

g) 狩猟に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中の事故

*スノーモービルは交通乗用具と解され、搭乗走行中の事故は支払対象とはなりません。

h) 地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故

i) 被保険者の使用する猟犬の咬傷(当該猟犬の咬傷による事故で、過去に保険金の給付を行なっている場合に限る。)による事故

(3) 保険期間・保険の更新について

①中途契約者を除き、原則として1年間(狩猟期の始期日から翌年の狩猟期の始期日の前日まで)。中途契約者も保険期間の終期は同一です。

②被保険者又は一般社団法人日本猟友会のどちらか一方より書面で別段の意思表示がなく、更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合、保険期間満了日の属する年度の狩猟期間の始期(都道府県により同一ではありません。)を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新します。

(4) 引受条件

この共済保険は、保険金額(てん補限度額)が、①<他損事故>(被害者1名につき)4,000万円、②<自損事故>(1事故につき)300万円/(傷害日額)3,000円、もしくは1,500円、③<狩猟行為関連疾病死亡>100万円又は20万円(持病等による場合)、で固定、かつ①~③の3種目セットでの引受のみとなります。

2. 保険料及び保険料払込方法

この共済保険の保険料は、第1種銃猟構成員が1500円、それ以外の構成員が750円で、払込方法は契約時に現金一括払(構成員納入金に含まれています。)となります。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済保険には満期返れい金、契約者配当金はありません。

4. 契約申込の撤回等(クーリングオフ)

この共済保険の保険期間は1年であることから、契約申込後に契約の撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

5. 告知義務・通知義務等

(1) 加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

被保険者が、他に同種の保険契約(ハンター保険等)を締結している場合には、必ずその内容をご申告下さい。

(2) 加入後における注意事項(通知義務等)

保険契約の締結後、①都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき、②契約者構成員が住所を変更したとき、のいずれかの場合には遅滞なく本会に通知して下さい。また、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、事故発生報告書を提出して下さい。

6. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料を払い込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても保険金をお支払いできません。

7. 保険金をお支払いしない主な場合等(主な免責事由)

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

上記1. (2)④【保険金をお支払いできない主な場合】をご参照下さい。

(2) 重大事由による解除

以下の①~③の事由により本会がご契約を解除した場合には、それらの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害に対しては、保険金をお支払いしません。

①被保険者又は保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取る目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。

②この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合。

③上記①②のほか、本会の被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②に定める事由と同等の重大な事由がある場合。

8. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

この保険の保険料の払込方法は、都道府県狩猟団体を通じての現金一括払いのみの取扱いで、払込み猶予期間等は設定しておりません。

9. 解約と解約返れい金

狩猟免許の取消、効力の停止、失効や狩猟者登録の抹消、取消の場合には、将来に向かってのご契約の解約が可能です。また、その場合、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻します。死亡保険金をお支払いするケガによって被保険者が死亡された場合は、その被保険者の保険料は返還しません。

10. 共済保険事業破綻時等の取扱い

本共済保険事業の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや解約時の返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

11. 個人情報の取扱いについて

本契約に関する個人情報を本契約の履行のために取得・利用し、業務委託先等に提供を行う場合があります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外には利用しません。

県猟からの報告

栃木県ライフル射撃場の指定管理者として 栃木県猟友会 会長 日向野義幸

令和3年にオープンした栃木県ライフル射撃場の指定管理は、「株式会社狩猟者安全管理センター」「北関東総合警備保障株式会社」「株式会社ガンルームシモン」の三者によるコンソーシアムによって運営されております。中でも代表企業である株式会社狩猟者安全管理センターは、栃木県猟友会が100%出資している株式会社であり、「地域の獣害対策におけるハンターの捕獲技術力向上に寄与する」という射撃場の設置理念を実現するために重要な役割を果たしております。

栃木県ライフル射撃場は3つの射場で構成されており、第一射場は50mで22口径のスモールボアライフルと5.5mmまでの空気銃を、第二射場は10mで4.5mmまでの空気銃を、第三射場は50mと100mで大口径ライフルとスラッグおよび8mmまでの空気銃を撃つことができます。さらに第三射場には50mの移動標的も設置されており、ハンターにとって実用的な射撃練習が可能です。

栃木県猟友会では、各支部が実施する狩猟事故防止射撃研修会や、認定捕獲等従事者に対する射撃訓練、一都八県ライフル・スラッグ射撃大会の予選会など、構成員の皆様が射撃技術の向上や銃の安全な取り扱いを学ぶ場として、栃木県ライフル射撃場を活用しております。東北自動車道の宇都宮I.C.から15分ほどの好立地にあるため、栃木県内はもちろん、関東各都県や、福島県のお客様からもご好評を頂いております。

また、もうひとつの設置理念として、「ライフル射撃競技における県内の中核施設としての役割を担う」というものがあります。第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」では、全国からたくさんのライフル射撃選手が集まり、大盛況のうちに終えることができました。

国体の成功により、令和4年に日本オリンピック委員会（JOC）から「ライフル射撃競技強化センター」の指定を受けることとなり、全国の大学射撃部の合宿や、各種射撃大会が数多く開催されるようになりました。最近では、競技射撃の選手たちと我々ハンターが同じ射撃場で一堂に会する、ということがしばしば起きます。

興味深いのは、それまであまり接点のなかったハンターと射撃競技選手の間に交流が生まれたことです。我々ハンターにはあまり馴染みのない4.5mm空気銃による10m立射60発競技や、狩猟用途では所持許可の下りない、22口径ライフルによる50m120発競技などを目の当たりにした構成員の皆さんが、選手たちの射撃技術の高さに目を見張る、という場面も少なくありません。一方で、獲物を撃つという経験のない選手の方々が、マグナムライフルや12番スラッグの轟音とその迫力に唖然とする、という場面にも遭遇します。

銃を撃つ者として、安全管理や射撃技術向上にいそしむべきというのは、ハンターであれ競技選手であれ同じこと。お互いの優れた点に着目し、良い意味で刺激し合うというのは、とても重要なことではないでしょうか。

これからも栃木県猟友会は、栃木県ライフル射撃場の指定管理を通じて、構成員の皆様に快適な射撃空間を提供いたします。お近くにお越しの際には、ぜひ栃木県ライフル射撃場にお立ち寄りください。その時にはもちろん、愛銃と所持許可証をお忘れなく。



ライフルとスラッグ、8mmまでの空気銃
には50mと100m兼用の6射座を用意



50m移動標的。スピードはスローランと
ファーストランの2種類から選択可能

栃木県ライフル射撃場
栃木県宇都宮市新里町乙1067
TEL028-689-9715
H.P. <https://www.tochigi-rifle.com/>

県猟からの報告

狩猟者育成の拠点『兵庫県立総合射撃場』がオープン

兵庫県猟友会広報委員会

●西日本最大級の狩猟者育成の拠点がオープン

令和6年6月1日、念願の兵庫県立総合射撃場がオープンしました。事業化構想から約10年、総工費約36億円をかけ、拡大する野生鳥獣による被害に対応できる狩猟者の確保及び育成を目的に設置されました。

兵庫県立総合射撃場は、兵庫県三木市吉川町にあり、中国自動車道吉川インターから車で6分、舞鶴若狭自動車道三田西インターから車で10分と、利用者にとってアクセスのよい好立地となっています。

●狩猟者の確保・育成に特化した施設

西日本最大級を誇る敷地面積約80haの広大な場内では、総合射撃場として「クレー射撃（トラップ・スキート）」、「ライフル・スラッグ射撃」、「エアライフル・エアピストル射撃」、「ビームライフル・ビームピストル射撃」を利用することができます。また、管理棟内には最大100名を収容できる会議室のほか、捕獲個体の解体処理ができる「処理加工室」があります。加えて、わな猟狩猟者の実習場所としての「わなフィールド」など、狩猟者の育成に特化した施設を備えていることが特長です。

●全国的にも珍しい30m移動標的が利用可能

兵庫県立総合射撃場で利用可能な射撃種目の中でも、特筆すべきなのは、ライフル・スラッグ棟で利用できる「30m移動標的」です。広く「ランニングターゲット」として知られる移動標的は、50mの距離で射撃するのが一般的ですが、ここ兵庫県立総合射撃場ではあえて30mに設定されています。巻き狩りでシカやイノシシの捕獲を行うことが多い兵庫県では、多くの場合、猟場での射程距離は30m以下になります。狩猟者の育成を目的とした当射撃場ならではの特長とすることができます。

また、猟銃をまだ取得していない方には、「ビームライフル射撃」がお勧めです。実銃さながらの重量感のあるビームライフルを用いて、小さな標的を狙って当てる面白さや難しさを手軽に体験できます。ビームライフルから狩猟に興味を持ち、将来狩猟者になる若者が増えることが期待されます。



●わなフィールドを活用したわな猟研修も可能

ここ兵庫県立総合射撃場では、わなフィールドを使った「くくりわな」や「はこわな」の設置実習等、実践的な研修が可能となっています。近年、くくりわな猟におけるイノシシやクマの逆襲による死亡事故等が相次いで発生していることから、わなフィールドを活用した研修を通して、捕獲技能だけでなく、安全管理面での技能向上に寄与することが期待されます。

今後は、狩猟者育成に関する各種講座も開催されるようです。猟友会会員の皆様には、ぜひ兵庫県立総合射撃場を利用いただき、捕獲技能や安全管理技能の向上に取り組んでいただければ幸いです。

兵庫県立総合射撃場 (<https://hyogo-prefectural-shootingrange.jp/>)

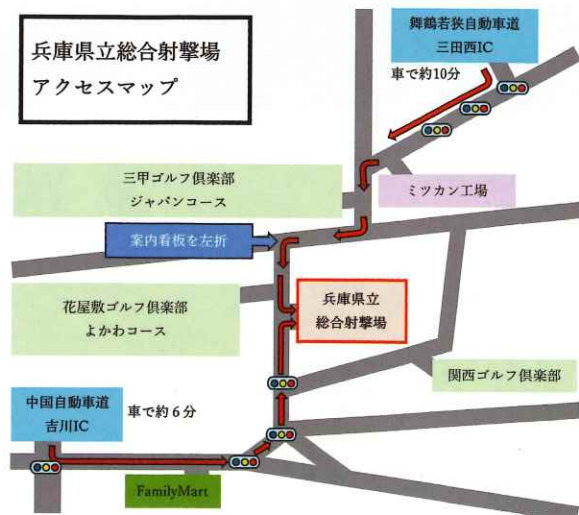


住所 〒673-1113 兵庫県三木市吉川町福井523番地6

電話 0794-72-0255

営業時間 4～9月 9:30～17:00 10月～翌年3月 9:30～16:00

定休日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、12月29日～1月3日





銃猟は安全最優先

足場の確認

矢先の確認

獲物の確認

脱包の確認

ベスト・帽子の着用

大粒散弾の使用禁止

空薬きょうの回収

**くくりわな猟は
特に注意!**

⚠ 猟友会構成員の皆さんへ

安全狩猟は猟友会の基本!

**イノシシ等の逆襲注意
錯誤捕獲の防止**